

# 大洗町復興まちづくり計画

～ 安全・安心に過ごせて、賑わいのある魅力的なまちづくり ～

---



平成 25 年 3 月

大洗町

## ごあいさつ



未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年が経過しました。

迅速な初動対応と防災行政無線による「緊急避難命令」により、津波による直接的な犠牲者は一人も出ませんでした。沿岸地区を中心に多くの住宅や産業基盤が破壊されるなど、本町においても甚大な被害を受けました。

この歴史的な震災を経験した我が町が、その苦難を貴重な教訓として「ふるさと大洗」を再生するためには、町民がいつまでも安全で安心して暮らしていくことができる土地利用や津波対策とあわせ、地域経済の再生と更なる活性化に資する“防災・減災対策と新たな魅力づくりを同時に図る復興まちづくり”を推進していくことこそが、私たちに与えられた最も大切な責務であります。

この度、平成24年3月に策定した「大洗町震災復興計画(復興ビジョン)」を踏まえ、本町が“災害に強いまちづくり”と“新たに創出する魅力を活用した復興まちづくり”を推進する枠組みとして「大洗町復興まちづくり計画」を策定いたしました。今後は、本計画を出発点として、将来像である“海とともに生きる ふれあい・たすけあいのまち 大洗”を目指し、将来に夢や希望を持ちながら暮らすことができるよう、町民の皆様と協働による復興まちづくりに全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご協力をいただきました「大洗町復興まちづくり検討委員会」の皆様をはじめ、「大洗町復興まちづくり懇談会」やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

大洗町長 小谷 隆亮

## 計画の策定にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 2 年が経過しました。

日本の観測史上最大となるマグニチュード 9.0 を記録し、地震災害、津波災害、原子力災害といった複合災害を引き起こすなど未曾有の被害をもたらしたこの震災は、強い揺れと津波により本町にも沿岸部地区を中心に甚大な被害を与えました。

しかし、地震発生直後の防災行政無線による避難命令(避難指示)の懸命な呼び掛けと、消防団員などによる避難誘導のほか、先人の知恵として現代にも残る旧護岸等のおかげで、津波による直接的な犠牲者を一人も出ませんでした。このことは本町にとって非常に価値のあることでしたが、多くの住宅が浸水する被害を受けました。これからの本町は、後世においても永久に犠牲者ゼロを目指す、“災害に強い復興まちづくり”を推進する必要があります。

一方、本町の基幹産業である水産業や観光産業も、震災により大きな打撃を受けています。特に観光産業については、平成 23 年度の海水浴客は対平成 22 年度比で約 20%、翌平成 24 年度には対平成 22 年度比で約 50%と回復の兆しも見られますが、いまだ地域経済の活力低下が懸念されます。

したがって、これからの本町は、先に述べた“災害に強い復興まちづくり”により安全・安心な観光地として賑わいを回復させるほか、さらに賑わいを拡大するために“新たに創出する魅力を活かした復興まちづくり”を推進することが重要です。

このたび、1 年前に策定された「大洗町震災復興計画(復興ビジョン)」を踏まえ、本町が“災害に強い復興まちづくり”と“新たに創出する魅力を活用した復興まちづくり”とを同時にするうえでの枠組みとして「大洗町復興まちづくり計画」を策定しました。

今後は、本計画の策定を出発点とし、町民の皆様はもちろん、本町に関わる全ての方との協働により“安全・安心で賑わいある魅力的な復興まちづくり”に取り組んでまいります。

## 目 次

1. 本町の復興まちづくりにおける基本的な考え方	1
1-1. 復興まちづくりが目指す将来像	1
1-2. コンセプト	2
1-3. 将来像の実現に向けた目標	4
1-4. 「大洗町復興まちづくり計画」の策定とその計画年次	5
2. 復興まちづくりの方針	6
2-1. 本町の地域特性	6
2-1-1. 既往の上位計画等における将来都市構造	6
2-1-2. 東日本大震災による被災状況及び津波浸水想定	8
2-2. 復興まちづくりの方針	10
2-2-1. 安全・安心のための土地利用の方針	10
2-2-2. 安全・安心が第一の施設整備の方針	12
2-2-3. 賑わいのある魅力的なまちづくりの方針	16
3. 本町の地域特性を考慮した新たな津波対策	19
3-1. 県の津波想定を踏まえた新たな津波対策（防護／避難）の考え方	19
3-2. 最大クラスの津波に対する避難対策	22
3-2-1. ハード対策	22
3-2-2. ソフト対策	34
4. 復興拠点における新たなまちづくり	44
4-1. 復興拠点における新たなまちづくりの基本的な考え方	44
4-2. サンビーチ海岸における新たなまちづくり	47
4-2-1. ビーチ利用や景観性に配慮した魅力向上方策	47
4-2-2. サンビーチにおける新たな津波対策 （避難対策と面的防護対策）	53
4-2-3. サンビーチ海岸の平面プランの立案	58
4-3. 港湾部における新たなまちづくり	60
4-3-1. 港湾利用者や港湾部への新たな集客のための魅力向上方策	60
4-3-2. 大洗港付近における新たな津波対策 （避難対策と面的防護対策）	65
4-4. 復興拠点における回遊性向上策	69
5. 復興まちづくり計画の実現に向けて	75

## 1. 本町の復興まちづくりにおける基本的な考え方

ここでは、まず本町の復興まちづくりに取り組む上での基本的な考え方を示します。昨年度策定した「大洗町震災復興計画（復興ビジョン）」では、復興の基本理念と将来都市像を次のように定めています。

### 【基本理念】

- ①緊急的課題解消に向けたまちづくり ②安全安心な災害に強いまちづくり ③持続可能なまちづくり

### 【将来都市像】

- 津波が襲来しても避難路や避難誘導案内等が整備されている、命の危険がないまち
- 地域住民だけでなく観光客も避難しやすい、安全・安心な観光地
- 護岸などの強化により、市街地が大きなダメージを受けない素早い復興が可能なまち
- 広域幹線道路を使って、周辺地域から支援が得られる、孤立しないまち
- 高台の新たな土地利用促進による、津波災害に強いまち
- 津波に対する様々な減災対策を講じ、日本一快適で安全な海岸を整備

以上を踏まえ、復興まちづくりが目指す将来像、復興まちづくりにおけるコンセプト、将来像の実現に向けた目標を定めます。

### 1-1. 復興まちづくりが目指す将来像

復興まちづくりが目指す将来像（＝町民をはじめとしたすべての復興まちづくりに関わる人が持つべき共通認識）を、以下の通りとします。

#### 海とともに生きる ふれあい・たすけあいのまち 大洗

人と人、地域、産業によるふれあい・たすけあいから生まれるさまざまな交流の中で、美しさと恵みをもたらしてくれる大洗の海と共に、すべての町民が心豊かな暮らしを、すべての来訪者が再び訪れたくなるよう心に残るひとときを送れるまちを目指します。

## 1-2. コンセプト

本町の復興まちづくりにおけるコンセプトは、以下の通りとします。

**コンセプト1：防災・減災対策と新たな魅力づくりとを同時に図る復興まちづくりの総合的な推進**

**コンセプト2：長期的な展望も視野に入れた持続可能な復興まちづくりの計画的な推進**

### <補足>

コンセプトを定める上で、まず本町にはどのような復興まちづくりが必要か整理しました。

#### ●犠牲者ゼロ（人命優先）／その他被害の極力低減を目指す災害に強い復興まちづくりが必要

「はじめに」でも述べた通り、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本町はこれまでに経験したことのない震度5強の強い揺れと度重なる余震、最大波4.2mの津波によって、沿岸部地区を中心に町の約1割が浸水したり、全壊14棟、半壊303棟、一部損壊1,386棟を数える住宅被害を受けたりするなど、甚大な被害を受けました（H24.11.30現在）。しかし、発災直後の防災行政無線による「避難命令（避難指示）」の懸命な呼び掛け、消防団員などによる避難誘導のほか、先人の知恵として現代にも残る旧護岸等のおかげで、本町では津波による直接的な犠牲者を一切出ませんでした。このことは本町にとって非常に価値あることであり、今後も引き続き犠牲者ゼロを目指す人命優先の復興まちづくり、さらには、建物やインフラなど町の財産が受ける被害の極力低減を目指す災害に強い復興まちづくりを行政と町民、民間事業者、関係機関が協力し合いながら推進することが重要です。

#### ●港湾背後地を中心とした地域経済の維持・活性化に資する復興まちづくりが必要

一方、本町の基幹産業である水産業や観光産業には、平成23年3月11日を境に深刻な影響が及んでいます。震災前までの間、太平洋と那珂川、潤沼川、潤沼と三方を水に囲まれた自然景観豊かな本町には、大洗サンビーチ、大洗リゾートアウトレット、アクアワールド大洗などを有する県内随一の観光都市として年間約560万人の来訪者が訪れていました。しかし、東日本大震災発生後、それによる被害のほか原発事故の風評被害なども重なり来訪者数は約8割減少し、さらに水産業にも深刻な影響を与えていることから、港湾背後地を中心とした地域経済の維持・活性化に資する復興まちづくりを進める必要があります。また、原子力関連施設を複数保有する町として、原子力災害をはじめとしたあらゆる災害に対する安全性向上を図る必要があります。

「災害に強い復興まちづくり」と「地域経済の維持・活性化に資する復興まちづくり」は、一見すると同じ方向性でないように思えるかもしれませんが、本町のためにはこれらを両立させることが不可欠です。本計画では、これを全国でも先進的な取り組みとして位置付けたいとの思いから、“大洗モデル”と称することとします。

**⇒コンセプト1**

また、復興まちづくりは今を生きる私たちのためだけではなく、当然私たちの次の世代を担う若者やさらにその将来の世代のために取り組むものです。各種の取組みはできるだけ早期に着手することが重要ですが、その取組みによる効果は長期にわたって発揮されるように十分に工夫することが必要です。復興まちづくりの主人公は町内に暮らす私たちであり、私たちの子どもたちやその子どもたち、さらにその将来を担う子どもたちです。

⇒コンセプト2

以上より、次の通り2つのコンセプトを定めます。

#### **コンセプト1：防災・減災対策と新たな魅力づくりとを同時に図る復興まちづくりの総合的な推進**

本町の復興まちづくりにあたっては、町民がいつまでも町内で暮らしていけるような安全・安心のための土地の確保や津波対策のほか、来訪者数の回復とさらなる地域振興にも資するよう、**防災・減災対策と新たな魅力づくりとを同時に図る復興まちづくり（＝大洗モデル）による総合的な推進**が必要不可欠です。“安全・安心なまちは賑わいの創出につながる”という考え方を町民ひとりひとりが理解し、町民だけではなく観光客を含めた誰もが町内のどこにいても安全・安心でいられるため、皆で互いに助け合っていく復興まちづくりを推進します。

#### **コンセプト2：長期的な展望も視野に入れた持続可能な復興まちづくりの計画的な推進**

さらに、次代を担う若者を含むすべての町民が将来に夢や希望を持ちながら暮らし続けることができるよう、住宅地や観光地としての新たな魅力づくりのほか、雇用の場の創出につながる新たな産業拠点化の推進、高台への新たな居住地の形成、再生可能エネルギーを活かしたスマートグリッドタウンの取組みなど**長期的展望の下、町民の主体的参加による持続可能な復興まちづくりを推進**します。

本町は、すでに町内在住の方には引き続き、また安全・安心で賑わいのあるまちの魅力に惹かれ転入される方にはさらなる安全・安心／賑わいのため、**町民同士のふれあい・町民と観光客とのふれあい・世代を超えたふれあいの場**を用意し、**将来長きにわたって希望と生き甲斐をもって住み続けてもらうための持続可能な復興まちづくりを推進**します。推進にあたっては、効率的で効果的なものとなるよう、施策の内容に応じて計画的に行います。

### 1-3. 将来像の実現に向けた目標

1-1、1-2で定めた将来像とコンセプトを踏まえ、本町が目指す将来像の実現に向けた目標を、以下の通り3つとします。

#### 目標1：だれもがいつでもどこでも安全・安心に過ごせるまち

#### 目標2：豊富な地域資源やさまざまな交流による賑わいのある魅力的なまち

#### 目標3：高齢社会や共生社会にも対応した、町民の主体的参加による持続可能なまち

#### <補足>

各目標についての補足は次の通りです。

#### 目標1：だれもがいつでもどこでも安全・安心に過ごせるまち

東日本大震災に引き続き、犠牲者ゼロを目指す人命優先の復興まちづくりを進め、だれ〔町民／来訪者〕がいても、どんなとき〔時間帯／季節〕も、町内のどこにいても、どんな災害が起きても命の危険がない避難しやすいまちをつくっていきます。

さらに人命以外の財産への被害を極力低減するための災害に強い復興まちづくりを進め、市街地が大打撃を受けない素早い復興が可能なまち／周辺地域から支援が受けられる孤立しないまち／自分たちの安全・安心、そして来訪者の安全・安心のために町全体で助け合えるまちをつくっていきます。

“安全・安心なまちは人を呼び、集まった人たちの間で交流が生まれ、交流は賑わいにつながる”といった循環のある、“安全・安心”と“交流による賑わい”があるまちをつくっていきます。

(目標2と合わせて)

#### 目標2：豊富な地域資源やさまざまな交流による賑わいのある魅力的なまち

地域経済の維持・活性化に資する、新たな魅力づくりにもつながる復興まちづくりを進めます。具体的には、集客施設どうしの動線ネットワークや白砂青松の浜・港湾としての固有の景観や特有の歴史、文化、食などの地域特性を活かした、多様な利用ニーズに対応したまちをつくっていきます。

賑わいは魅力と呼び魅力は賑わいを呼ぶ、そうした好循環を生み出すための復興まちづくりを進め、雇用・居住にも魅力的な産業が長期的に展開するまち／日常性と緊急時の対応との共存が図られたまちをつくっていきます。

#### 目標3：高齢社会や共生社会にも対応した、町民の主体的参加による持続可能なまち

長期的展望を視野に入れた、町として持続可能な町民との協働による復興まちづくりを進め、人口減少、高齢社会、地球環境問題等を踏まえ、“安全・安心”及び“賑わい”の創出のために、町全体が一体的に、そして町民ひとりひとりが主体的に動くことができるまちをつくっていきます。



#### 1-4. 「大洗町復興まちづくり計画」の策定とその計画年次

この復興まちづくり計画は、以上のような基本的な考え方に基づき、本町の復興まちづくりを計画的に推進させるものとして策定します。

なお、本計画においては、「大洗町震災復興計画（復興ビジョン）」にて計画期間として定めている**平成 27 年度（2016 年 3 月）までを復興期間**とします。ただし、計画内で示す取組みは、復興期間内に実施可能なものと、長期的な視点で検討を深めることが必要なものがあることに留意する必要があります。

本計画では、ここで整理した基本的な考え方を踏まえ、「2. 復興まちづくりの方針」にて進むべき方向性を示します。また、「3. 本町の地域特性を考慮した新たな津波対策」及び「4. 復興拠点における新たなまちづくり」にて、今後進めるべき具体的な取組み（短期のものから長期のものまで）を挙げ、最後に「5. 復興まちづくり計画の実現に向けて」にてそれらの取組みの推進にあたっての留意事項を示します。

## 2. 復興まちづくりの方針

本町の地域特性（既往の上位計画等における将来都市構造や東日本大震災による被災状況、平成24年8月に県より公表された新たな津波浸水想定結果）を踏まえ、1. で定めた基本的な考え方をより具体化した復興まちづくりの方針を定めます。

方針の柱は、「安全・安心のための土地利用」「安全・安心が第一の施設整備」「賑わいのある魅力的なまちづくり」の3つとします。

### 2-1. 本町の地域特性

#### 2-1-1. 既往の上位計画等における将来都市構造

ここでは、東日本大震災前より本町が示している「大洗町都市計画マスタープラン」(H15.8)による“拠点・連携軸の形成”や近年計画中の拠点形成の概要について、復興まちづくりの方針を設定する上での前提として整理します（次ページ図参照）。

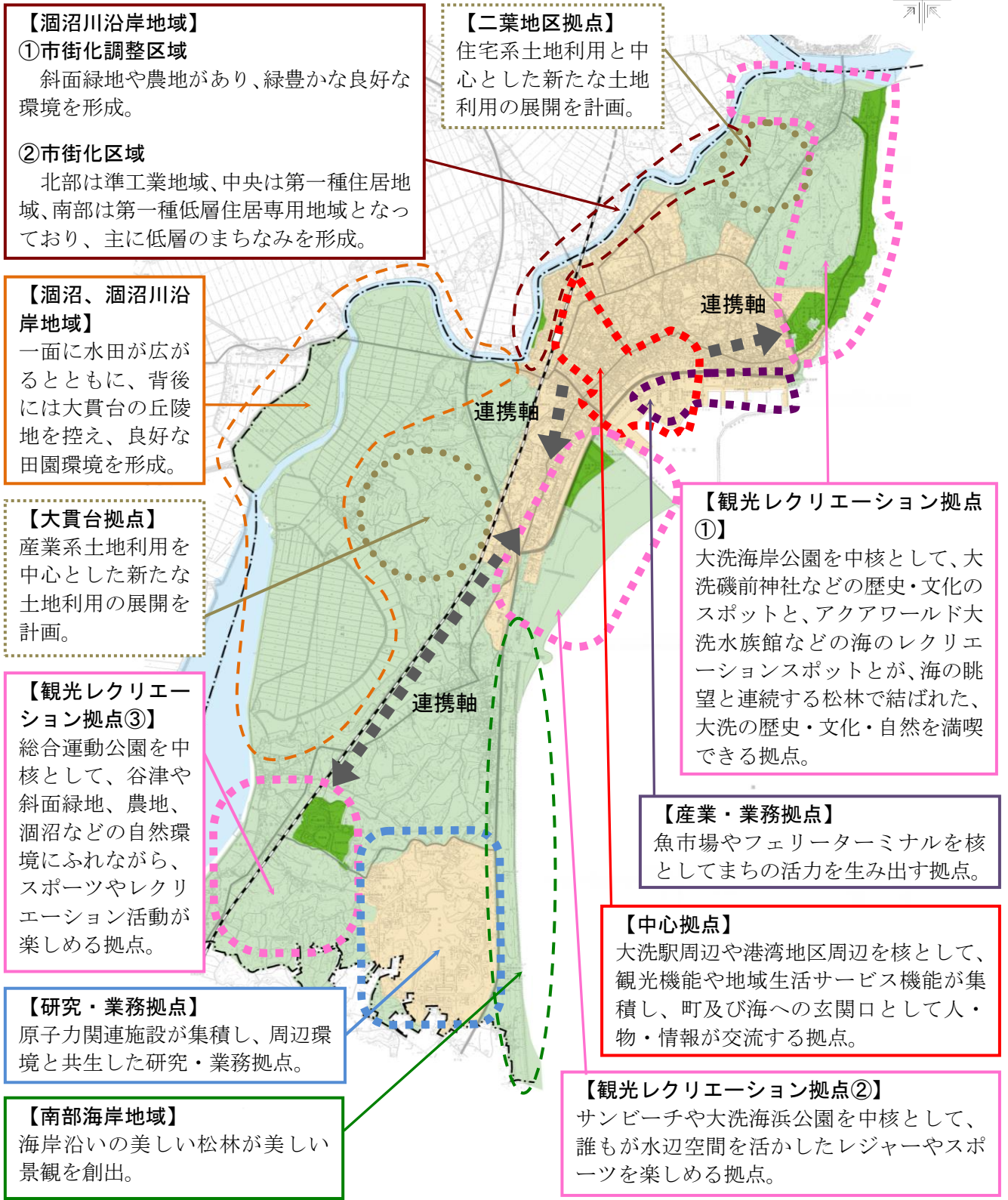
本町は、自然の豊かな恵みを受けてこれまで発展してきました。そのような歴史の中で形成されてきた土地の使われ方をみると、大きく、自然と調和しながらの生活の場、産業活動の場、レクリエーションの場に分けられており、これらが本町の基盤となる重要なものであると言えます。

このような背景を踏まえ、「大洗町都市計画マスタープラン」では、本町の将来都市構造として、町民や来訪者のサービス機能が集積する「中心拠点」と「観光レクリエーション拠点」、まちの活力となる「産業・業務拠点」、「研究・業務拠点」の形成と、それら**拠点を連携する軸**の形成を位置付けています。

また、近年では、新たな拠点として**大貫台地区、二葉地区での拠点形成が計画**されています。これらの拠点・連携軸の形成は、本町の魅力を高めるとともに、東日本大震災で経験した都市空間の脆弱性を改善するものでもあります。

拠点及び連携軸の形成は、安全・安心なまちづくり、賑わいのある魅力的なまちづくりにおいて、重点的・具体的に取り組むべきテーマです。これにより、自然環境と都市環境のバランスを考慮した調和のとれた土地利用を目指していくことが重要です。

■既往の上位計画等が示す将来都市構造



**【酒沼川沿岸地域】**  
 ①市街化調整区域  
 斜面緑地や農地があり、緑豊かな良好な環境を形成。  
 ②市街化区域  
 北部は準工業地域、中央は第一種住居地域、南部は第一種低層住居専用地域となっており、主に低層のまちなみを形成。

**【二葉地区拠点】**  
 住宅系土地利用と中心とした新たな土地利用の展開を計画。

**【酒沼、酒沼川沿岸地域】**  
 一面に水田が広がるとともに、背後には大貫台の丘陵地を控え、良好な田園環境を形成。

**【大貫台拠点】**  
 産業系土地利用を中心とした新たな土地利用の展開を計画。

**【観光レクリエーション拠点③】**  
 総合運動公園を中核として、谷津や斜面緑地、農地、酒沼などの自然環境にふれながら、スポーツやレクリエーション活動が楽しめる拠点。

**【研究・業務拠点】**  
 原子力関連施設が集積し、周辺環境と共生した研究・業務拠点。

**【南部海岸地域】**  
 海岸沿いの美しい松林が美しい景観を創出。

**【観光レクリエーション拠点①】**  
 大洗海岸公園を中核として、大洗磯前神社などの歴史・文化のスポットと、アクアワールド大洗水族館などの海のレクリエーションスポットとが、海の眺望と連続する松林で結ばれた、大洗の歴史・文化・自然を満喫できる拠点。

**【産業・業務拠点】**  
 魚市場やフェリーターミナルを核としてまちの活力を生み出す拠点。

**【中心拠点】**  
 大洗駅周辺や港湾地区周辺を核として、観光機能や地域生活サービス機能が集積し、町及び海への玄関口として人・物・情報が交流する拠点。

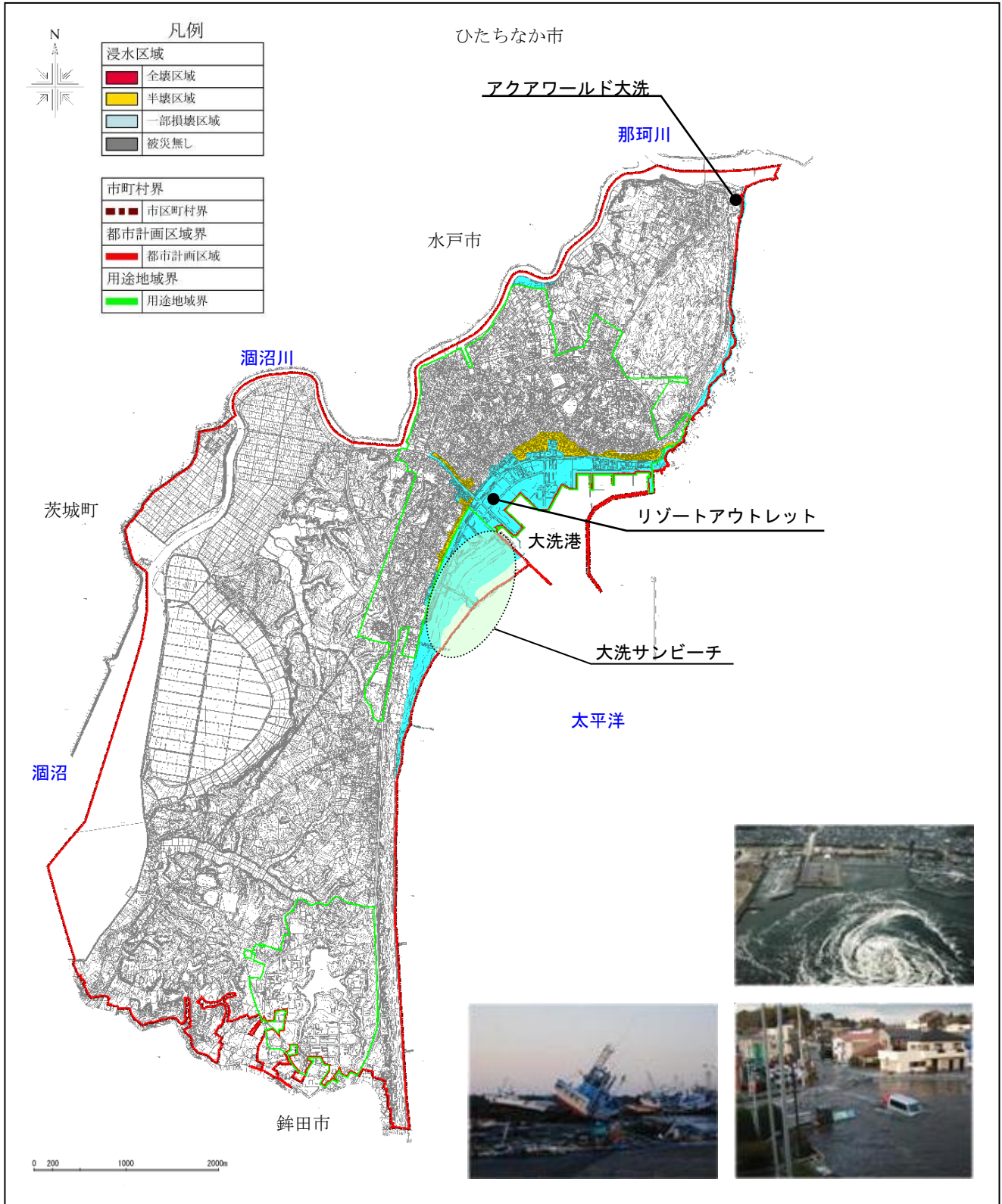
**【観光レクリエーション拠点②】**  
 サンビーチや大洗海浜公園を中核として、誰もが水辺空間を活かしたレジャーやスポーツを楽しめる拠点。

0 200 1000 2000m

## 2-1-2. 東日本大震災による被災状況及び津波浸水想定

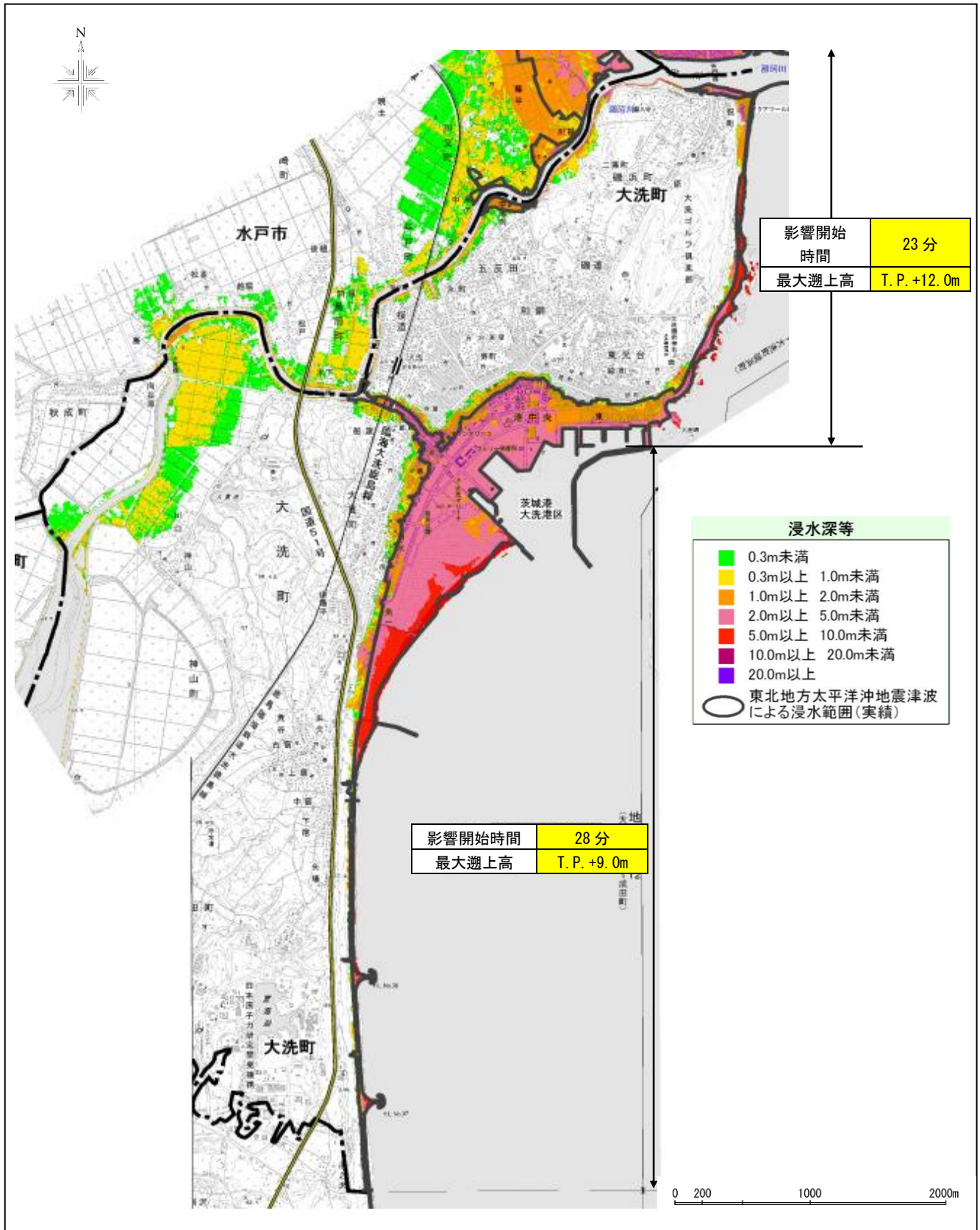
### (1) 本町の浸水状況

東日本大震災では、沿岸部地区を中心に町の約1割が浸水し、全壊14棟、半壊303棟、一部損壊1,386棟を数える住宅被害を受けました。



(2) 津波浸水想定 (茨城県、H24.8)

平成 24 年 8 月に茨城県より発表された津波浸水想定では、最大クラスの津波は東日本大震災での津波浸水範囲に比べて、さらに浸水範囲が広がっていることから、新たな津波対策が必要です。



## 2-2. 復興まちづくりの方針

2-1. での整理を踏まえ、復興まちづくりの方針を、「安全・安心のための土地利用」「安全・安心が第一の施設整備」「賑わいのある魅力的なまちづくり」の3つの柱に沿って、以下の通り定めます。

### 2-2-1. 安全・安心のための土地利用の方針

土地利用の方針については、基本的に「大洗町震災復興計画（復興ビジョン）」や「大洗町都市計画マスタープラン」等を踏まえ、次の通り定めます。犠牲者ゼロの安全・安心なまちづくりと賑わいのある魅力的なまちづくりとの両立に向けて適正な土地利用の誘導を進める上では、津波浸水想定区域の内外ともに町民の皆さんのご理解とご協力も必要不可欠です。

#### 方針1：津波浸水想定区域における適正な土地利用の誘導

- ・津波浸水想定区域については、建物の耐震化等を誘導します。
- ・特に、住宅地については、津波による人的災害を防止するために、高層化を図るなどにより、低層部はなるべく住居としないよう誘導します。

##### 【住宅地】

- ・住商複合地…津波浸水想定区域内では、低層部を商業、上層部を住宅とします（主に磯浜地区）。
- ・既存住宅地…津波浸水想定区域の住宅地は、居住環境に配慮しつつ、中層のまちなみを形成（主に大貫地区）。低層の住宅地については、素早い避難による人的災害の防止。

##### 【商業地】（観光商業地、生活サービス系商業地、沿道商業地）

- ・安全安心な観光地の形成
- ・利用者のニーズに応じた、多様な商業地の形成

##### 【工業地】（港湾用地）

- ・産業基盤の復興と再生
- ・就労者、漁業従事者、港湾施設利用者、観光客の避難対策強化

##### 【公共施設用地】（役場、消防署）

- ・防災機能の確保

#### 方針2：高台等における新たな土地利用の展開

- ・大貫台地区、二葉地区、前原地区において、住環境を整備し、移住促進を図ります。
- ・成田地区において、産業基盤の復興と再生、観光拠点施設の整備を図ります。



## 2-2-2. 安全・安心が第一の施設整備の方針

安全・安心が第一の施設整備の方針については、「大洗町震災復興計画（復興ビジョン）」や津波浸水想定の結果等を踏まえ、次の通り定めます。ここでは、安全・安心が第一としながらも、賑わいのある魅力的なまちづくりとの両立のため、役場や消防署等の災害拠点施設の整備・移転、避難路や道路ネットワークの整備、新たな魅力づくりのための復興拠点の形成を推進します。

### 方針1：防災・減災対策としての災害拠点施設の整備、移転による機能確保

#### ●役場、消防署等（浸水想定区域内）

- ・消防第一分団は磯浜地区に再配置し、復興拠点とします。
- ・役場及び消防署については当面は移転を行わず、建築物の耐震化や非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備及び設置場所の工夫等を行います。中長期的には、浸水の危険性がより小さい場所への誘導を図ります。
- ・役場の防災機能については、一部機能（指示系統等）をバックアップとして高台に移転します。  
（候補地） ①旧水道事務所（第一中学校付近） ②旧祝町小学校跡地（二葉地区）  
③災害活動拠点施設（磯浜）

#### ●大洗海岸病院（浸水想定区域外）

- ・大洗海岸病院が災害拠点病院としての機能を発揮できるように、日本赤十字社と連携を図り救護体制を整備します。また、機能的な活動を支援できるようアクセス道路の整備を図ります。

※また、災害時要援護者が多い幼稚園や保育所、福祉施設、学校等の施設を高台に移転します。

### 方針2：避難路の整備、及び避難路沿道建物の耐震化

- ・円滑かつ迅速な避難のため、避難路の整備（路線整備や狭あい路線の拡幅整備）を図ります。また、避難誘導サインや避難誘導灯の整備を図ります。
- ・建築物の倒壊により避難路が閉塞することを防止するため、沿道の建物の耐震化やブロック塀の生け垣化等を誘導します。

### 方針3：ネットワーク道路の整備

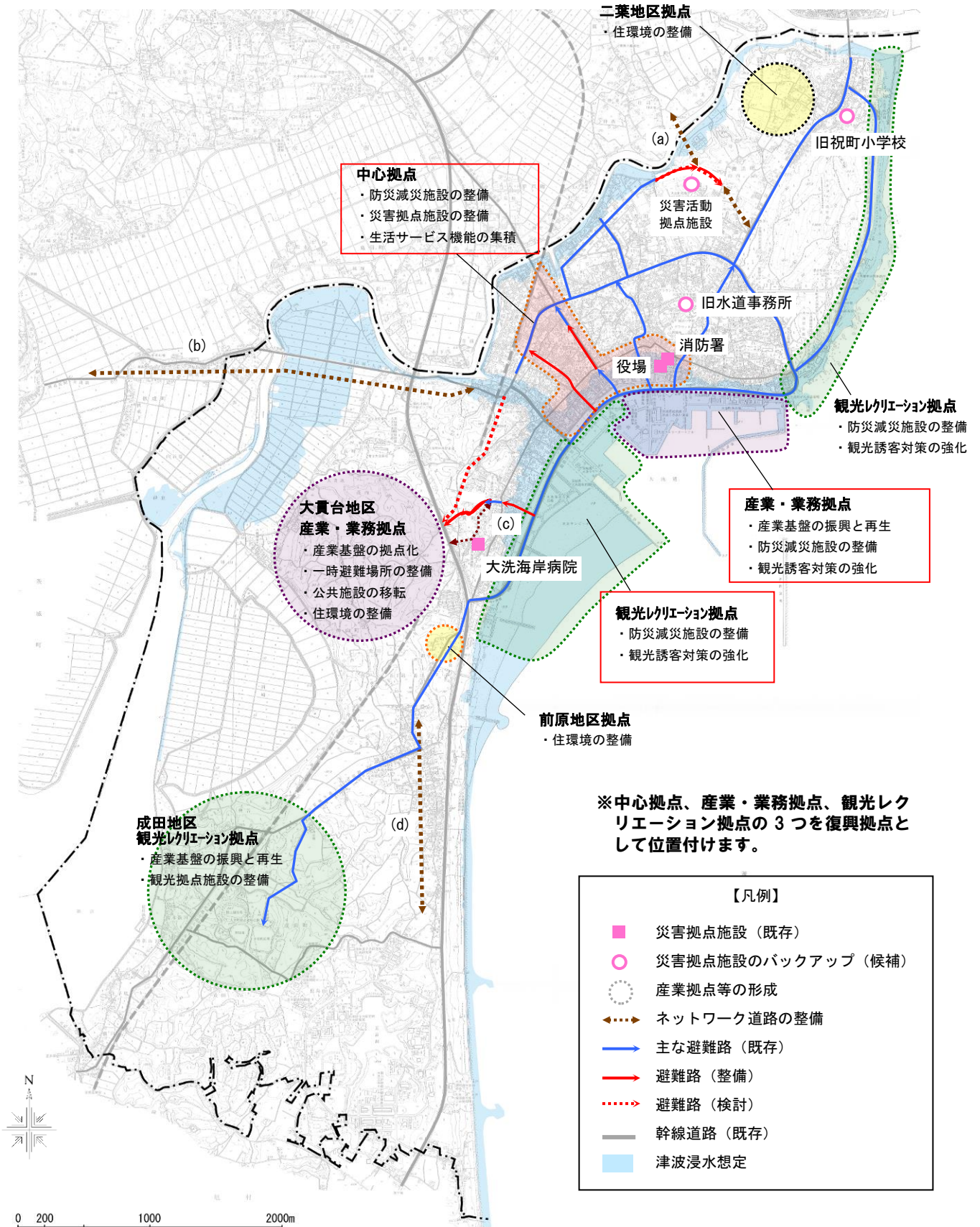
- ・災害拠点施設や避難場所、産業拠点を結び、災害時には緊急輸送路等となるネットワーク道路の整備を図ります。⇒(a) [都] 吉沼磯浜線…水戸市と大洗町を接続 (b) 水戸南 IC からの緊急輸送路の整備 (c) 大洗海岸病院へのアクセス道路
- ・大洗海岸病院と、避難路（整備計画）及び国道 51 号とが円滑に接続し、搬送ルートが確保されるよう整備を図ることが必要です。⇒(d) 国道 51 号を補完する道路の整備

### 方針4：新たな魅力づくりのための復興拠点の形成

- ・産業基盤の復興と再生のため、地域特性に応じた拠点形成を図ります（観光業・水産業・商工業による中心拠点、産業・業務拠点、観光レクリエーション拠点の3つを復興拠点として位置付けます）。
- ・浸水想定区域内における拠点形成については、災害時における防災・減災機能（避難対策を含む）を第一としながらも、平時における利用も十分に考慮して施設整備等を行います。



■安全・安心が第一の施設整備の方針図



(参考) 都市計画道路の見直しについて

○避難路として想定される路線

《整備する路線》

- ・ [都] 駅前海岸線
- ・ [都] 若見屋平戸線
- ・ [都] 曲松祝町線
- ・ [都] 船渡大洗線 (線形見直し)
- ・ [都] 関根祝町線 (吉沼磯浜線との交差部分より西側)
- ・ [都] 吉沼磯浜線 (関根祝町線との交差部分より東側の一部)

《見直しが必要な路線》

- ・ [都] 曲松荷揚場線  
→ [都] 曲松荷揚場線は、港湾地区から [都] 船渡大洗線へ接続する路線ですが、この道路機能は [都] 駅前海岸線、[都] 若見屋平戸線、[都] 曲松祝町線に担わせることが可能と考えられますので、見直しを検討します。

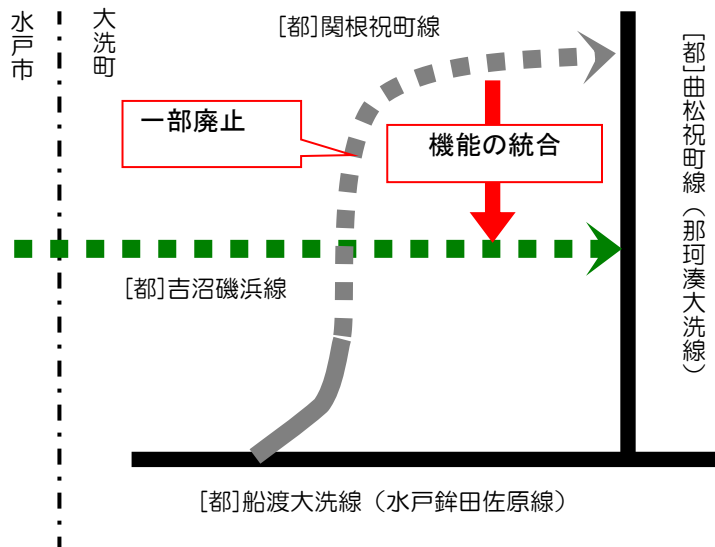
○ネットワーク道路として想定される路線

《整備する路線》

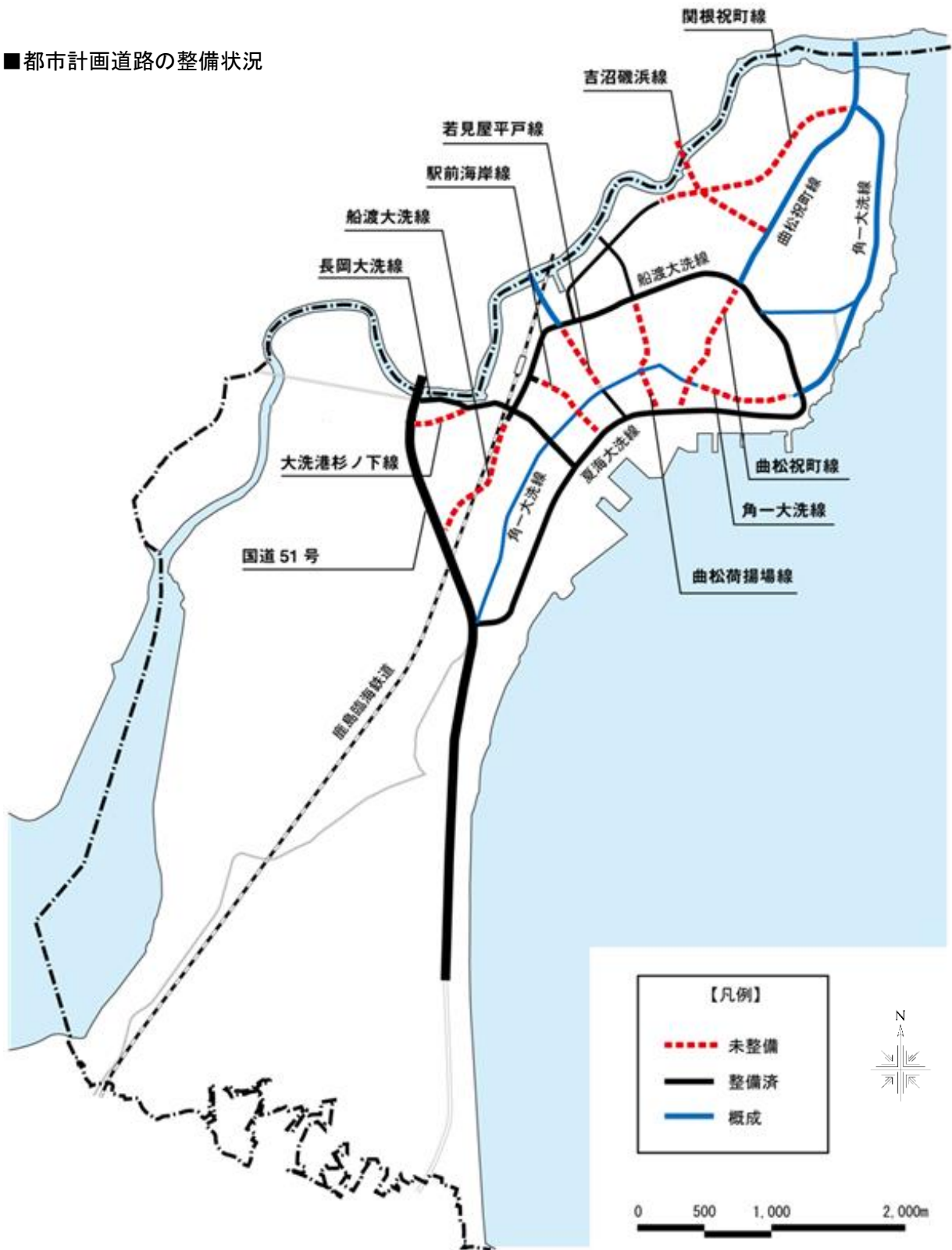
- ・ [都] 吉沼磯浜線 (避難路部分を除く)  
→ 水戸市と大洗町をつなぐ路線として重要
- ・ [都] 大洗港杉ノ下線  
→ 国道 51 号と市街地をつなぐ路線として重要

《見直しが必要な路線》

- ・ [都] 関根祝町線 (吉沼磯浜線との交差部分より東側)  
→ [都] 関根祝町線は、五反田土地区画整理事業地内から、二葉地区を通過し、[都] 曲松祝町線へ接続する路線ですが、この道路機能は [都] 吉沼磯浜線に担わせることが可能と考えられますので、見直しを検討します。



■都市計画道路の整備状況



## 2-2-3. 賑わいのある魅力的なまちづくりの方針

賑わいのある魅力的なまちづくりの方針については、「安全・安心のための土地利用の方針」、「安全・安心が第一の施設整備の方針」と並行して、一体的に進めるべきものとして次の通り定めます。ここでは、産業振興及び観光振興が本町にとって必要不可欠とし、続いて、その実現のためには景観や環境への配慮が重要と位置付けます。さらに、あらゆる取組みと密接に関わる地域力向上を推進します。

### 方針1：産業・観光振興に向けたまちづくり

#### ●産業・観光振興

- ・「都市機能の方針」で示した産業拠点において、次世代技術を導入する等により産業基盤を再生し、雇用の創出を図ります（観光業、水産業、商工業）。
- ・水産物を活用した6次産業化を推進します（例：シラス干しやアジ、ヒラメなどの塩干品）。  
※「6次産業化」とは、1次産業（農林漁業）の従事者による2次産業（製造・加工）や3次産業（卸・小売・観光）への取組み〔6=1+2+3〕を指し、新たな付加価値創造や地域活性化につながるものとされています。

#### ●歴史、文化、行事、交流

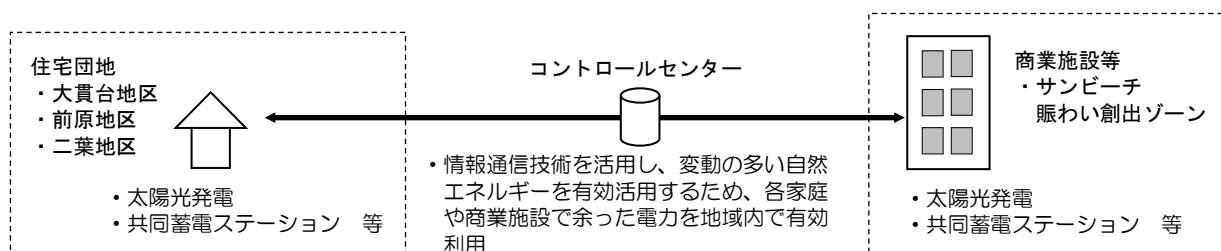
- ・被災した文化財の修理・修復
- ・復興を通じた文化の創造 →サンビーチ海岸でのスポーツ大会や各種イベントの招致・開催等

### 方針2：景観、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- ・中心拠点及び観光レクリエーション拠点において、新たに整備する避難施設及び避難路等については、安全性の確保とともに、景観及びユニバーサルデザインに配慮します。  
→避難路…サンビーチからの避難路整備、駅前海岸線のシンボルロード化  
→避難施設…大洗駅、緊急避難場所、サンビーチ付近 等
- ・本町を囲う海辺や水辺、緑地などの自然環境は、できるだけ維持・保全します。

### 方針3：環境、エネルギーに配慮したまちづくり

- ・市街化調整区域における拠点形成については、自然環境に配慮します。  
→大貫台地区、二葉地区、成田地区
- ・スマートグリッドタウンの形成を図ります。  
→住環境整備エリア（二葉地区、大貫台地区、前原地区）とサンビーチ海岸の賑わい創出ゾーンにおいて「エネルギーに配慮した街」（マイクログリッド）を構築し、それらを次世代電力網（スマートグリッド）で結びます。



## 方針4：地域力向上に向けたまちづくり

### ●教育（防災教育を含みます）

- ・東日本大震災が町に残した痕跡と、当時の各自の適切な判断や行動のおかげで津波による直接的な犠牲者を一切出さなかったという事実とを、小中学校での教育プログラムの一環として、また地域単位での防災意識醸成のための取り組みとして学べるよう、防災教育を推進します。

→子どもからお年寄りまで、各自が“主体的な率先避難者”となるための育成を図ります。

※率先避難者として真っ先に自分が逃げることで、自分の命を守り抜くのと同時に、周りのみんなを巻き込んで逃げることに繋がります。

東日本大震災では、生徒全員の集合を待っていたり、父兄の引き取りを待っていたりしたために、多くの小中学生が犠牲となったと伝えられています。しかし、岩手県釜石市の2,926人の小中学生のうち学校の管理下にあった子ども達は、震災前より「率先避難者たれ」との教育を受けてきた成果もあり、全員無事だったことは有名です。

→来訪者が本町の防災教育に参加できる仕掛けをつくります。来訪者にとっても安全・安心なまちの実現に向けて、来訪者が自身の安全を確保したり、町民が来訪者の避難を支援したりするための仕組みを、定期的な訓練を通じて構築します。

### ●コミュニティ

- ・地域社会（自治会、学校、病院等）や観光施設、行政等の連携の推進を図ります。特に、「大洗町地域防災計画（現在、見直し中）」を踏まえ、地域と行政との連携強化を図ります。
- ・自主防災組織（19組織）の再編を図り、効率的で効果的な体制づくりを進めます。
- ・各地域での防災意識の醸成を図り、“主体的な率先避難者”の育成を進めます。

### ●保健・医療・福祉

- ・保健・医療・福祉・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアの導入を図ります。
- ・安心して散策できる遊歩道やスポーツ広場等の整備により、町民の健康増進を図ります。

## <パブリックコメントでいただいたご意見の紹介と、本計画への反映について①>

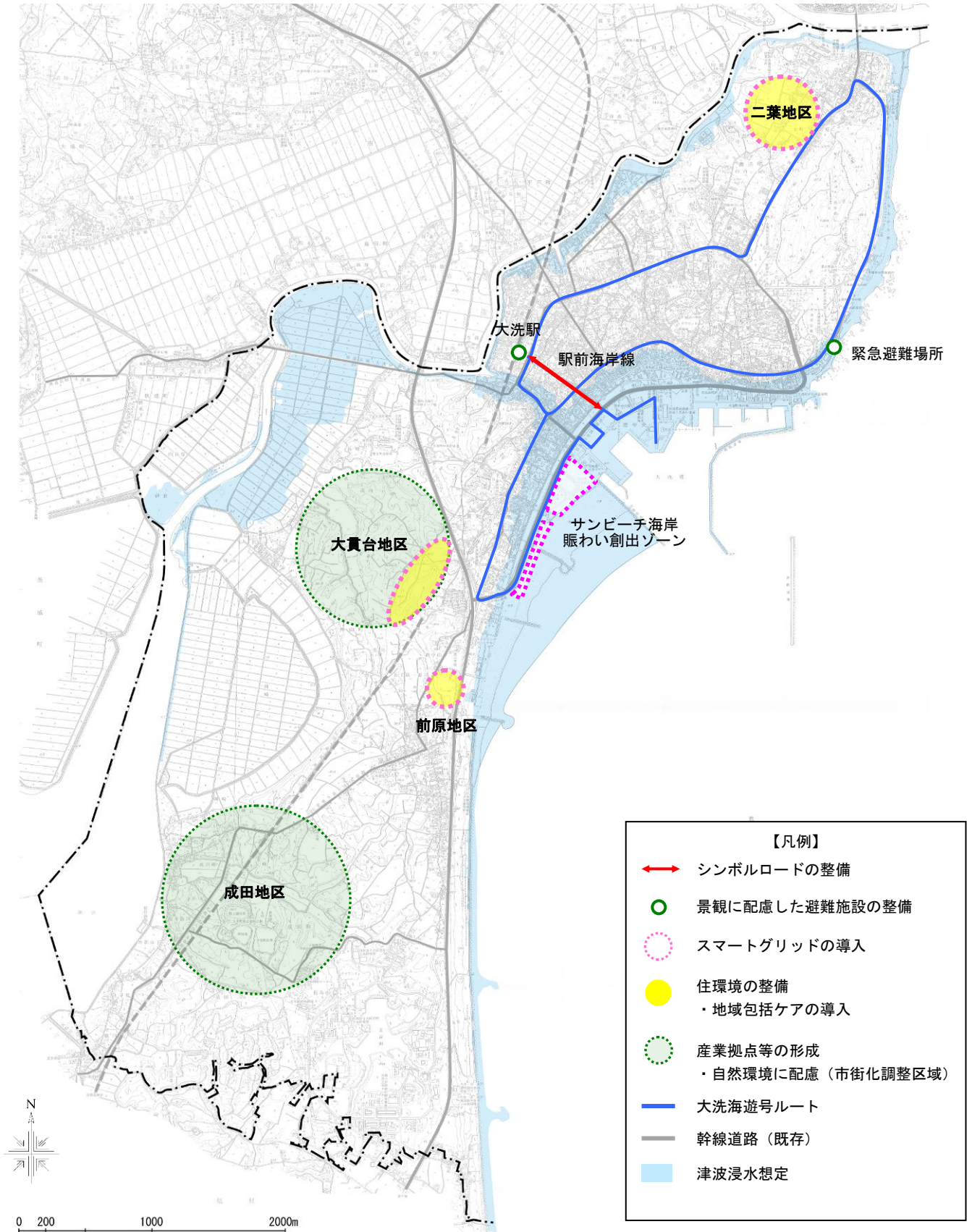
### 【いただいたご意見】

- ・いろんなイベントができる施設や賑わいのあるまちづくりに進むのは結構だが、健康増進につながるかは疑問。
- ・町内の地区単位でのスポーツ増進のため、例えば60×50m程度のグラウンドゴルフ用グラウンドをまず3ヶ所（元祝町小学校、五反田集会所、掘割集会所）に整備し、使用状況を勘案して10ヶ所程度にまで漸次拡大すれば良いのではないかと。

### 【本計画への反映】

- ・本町の「第5次大洗町総合計画」においても、施策の柱の一つとして“健康づくり”を掲げており、本計画が示す新規整備施設を活用して健康増進につなげる旨を、「地域力向上に向けたまちづくり」の一環として整理しました。
- ・具体的な整備計画については、本計画を踏まえ、他事業の実施スケジュールも勘案しながら検討を進めます。

■賑わいのある魅力的なまちづくりの方針図



### 3. 本町の地域特性を考慮した新たな津波対策

太平洋と共に歩んできた本町において津波対策は特に重要な課題ですが、特に東日本大震災での経験も踏まえ、安全・安心のまちづくりに向けた具体的な考え方や対策（ハード／ソフト）を示します。

#### 3-1. 県の津波想定を踏まえた新たな津波対策（防護／避難）の考え方

平成 24 年 8 月に茨城県公表の新たな津波想定結果において示された津波対策の考え方を踏まえ、本町における新たな津波対策の考え方を次の通り定めます。想定する津波は二つのレベル（比較的頻度の高い津波／最大クラスの津波）です。

##### （1）比較的頻度の高い津波（L1）への対策

比較的頻度の高い津波に対しては、町民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備による防護対策を講じます（※県にて別途検討）。

また、検討課題としては、発生頻度の高い一定程度の津波高に対する海岸保全施設等の整備のほか、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の整備等が挙げられます。

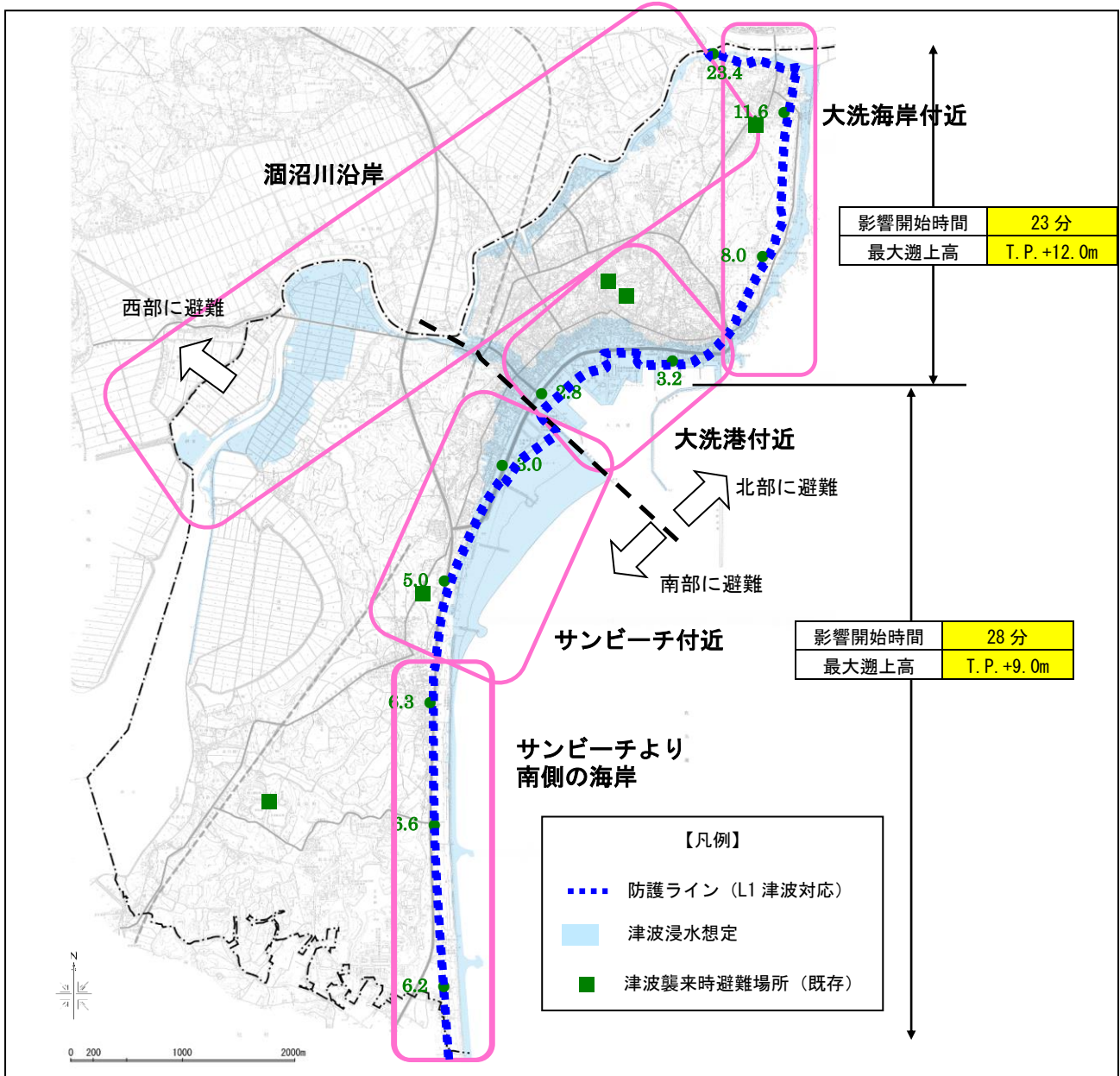
##### （2）最大クラスの津波（L2）への対策

最大クラスの津波に対しては、L1対策（海岸保全施設等の整備）では防ぎきれません。したがって、「命を守る」という防災の第一の目的に立ち返り、素早い避難を確保するために、ハード・ソフト施策を総合的に組み合わせた津波避難対策を講じます（地震発生時は、まず速やかな避難を最優先とします）。

本町における避難の方向は、長岡大洗線沿いが浸水想定区域となっているため、同路線を境に北部と南部に分かれることとします。ただし、大貫町の涸沼川以西の地区（向谷原地区）は、南部に避難するためには涸沼川を横断する必要があるため、西側に隣接する水戸市側に避難するものとします。

避難の方向に基づき、エリアごとに避難場所を設定するとともに、津波避難ビル・津波避難デッキなど避難施設や避難路、避難誘導サイン、避難誘導灯などのハード整備について検討します。検討課題としては、各避難場所までの避難路、新たな避難場所、避難誘導サインや避難誘導灯の整備のほか、県道 2 号線沿いの松林の保存が挙げられます。

一方、ソフト対策の検討課題は、町全体に共通する基本的な考え方として、津波に対する日ごろの心がまえ（防災意識）の醸成、発災時における情報提供の充実（迅速かつ的確）、災害時要援護者の避難支援・安全確保対策、防災施設の機能配置見直し・機能強化が挙げられます。



※図中の数字は、国土地理院 HP (<http://current.ndl.go.jp/node/21139>) より確認した標高値であり、震災による地盤沈下後の結果である。

図 津波浸水想定を踏まえた防護ラインの位置、既存避難場所の位置図



表 エリア別の津波対策の対応方針

	エリア別の対応方針
大洗海岸付近	<p>既存の海岸保全施設（高さ 6.5m 以上）を防護ラインとし、新たな施設整備は検討しない。</p> <p>⇒最大クラスの津波に対しては、p.19 を参照のこと。</p>
大洗港付近	<p>内陸に旧護岸があるが途切れている箇所も複数あることから、連続した防護ラインを確保する。なお、防護ラインの設定にあたっては、港湾内の商業施設や港湾利用者との調整を図った上で決定する。</p> <p>⇒最大クラスの津波に対しては、p.19 を参照のこと。</p>
サンビーチ付近	<p>大洗港付近と同様、連続した防護ラインを確保するため、サンビーチの面的整備と合わせて、築山等新たな津波防護施設の整備について検討する。</p> <p>⇒最大クラスの津波に対しては、p.19 を参照のこと。</p>
サンビーチより南側の海岸	<p>大洗海岸付近と同様、既存の海岸保全施設を防護ラインとし、新たな施設整備は検討しない。</p> <p>⇒最大クラスの津波に対しては、津波浸水想定において市街地に影響がないため、対策は検討しない。</p>
湊沼川沿岸	<p>高潮波浪に対応した堤防高は不要であるため、L 1 津波水位 4.2mに対応した河川堤防整備については、必要に応じて管理者と協議しながら検討する。</p>

## 3-2. 最大クラスの津波に対する避難対策

最大クラスの津波からの避難対策は、ハード対策とソフト対策の両面から行います。

### 3-2-1. ハード対策

だれもが迅速で確実な避難を行うために必要なハード対策は、主に次の4つです。

- ①津波に巻き込まれないよう、危険な場所からできるだけ遠ざかるための避難路の整備  
(特に、夏季の観光ピーク時にも円滑な避難を可能とする避難路)
- ②津波襲来からの身の安全を確保するための避難場所の整備
- ③円滑な避難を助ける避難誘導サインの整備
- ④夜間の停電時にも避難を助ける避難誘導灯の整備

#### (1) 避難路及び避難場所の検討

##### ①基本的考え方

###### <前提条件>

検討にあたっての前提条件は以下の3点です。

##### ○津波浸水想定区域と避難の方向

- ・県道長岡大洗線を境に、津波浸水想定が町内を分断していることから、北部と南部に避難の方向を区分する。
- ・向谷原地区からは、西部(町外)に避難する。

##### ○津波襲来時における避難者数の想定(夏季の観光ピーク時)

- ・計116,090人(沿岸部住民4,000人、河川浸水想定区域790人、観光ピーク時の来訪者111,300人)

##### ○避難所の収容可能人数

- ・5箇所、98,812人(1人あたり2㎡とした場合)

###### <整備の方向性>

以上を踏まえた避難路及び避難場所の整備の方向性は次の通りです。

##### ○避難路の整備

- ・津波影響開始時間以内に浸水想定区域から円滑かつ迅速な避難できるように、**避難路整備(路線整備や狭あい路線の拡幅整備)**を行います。

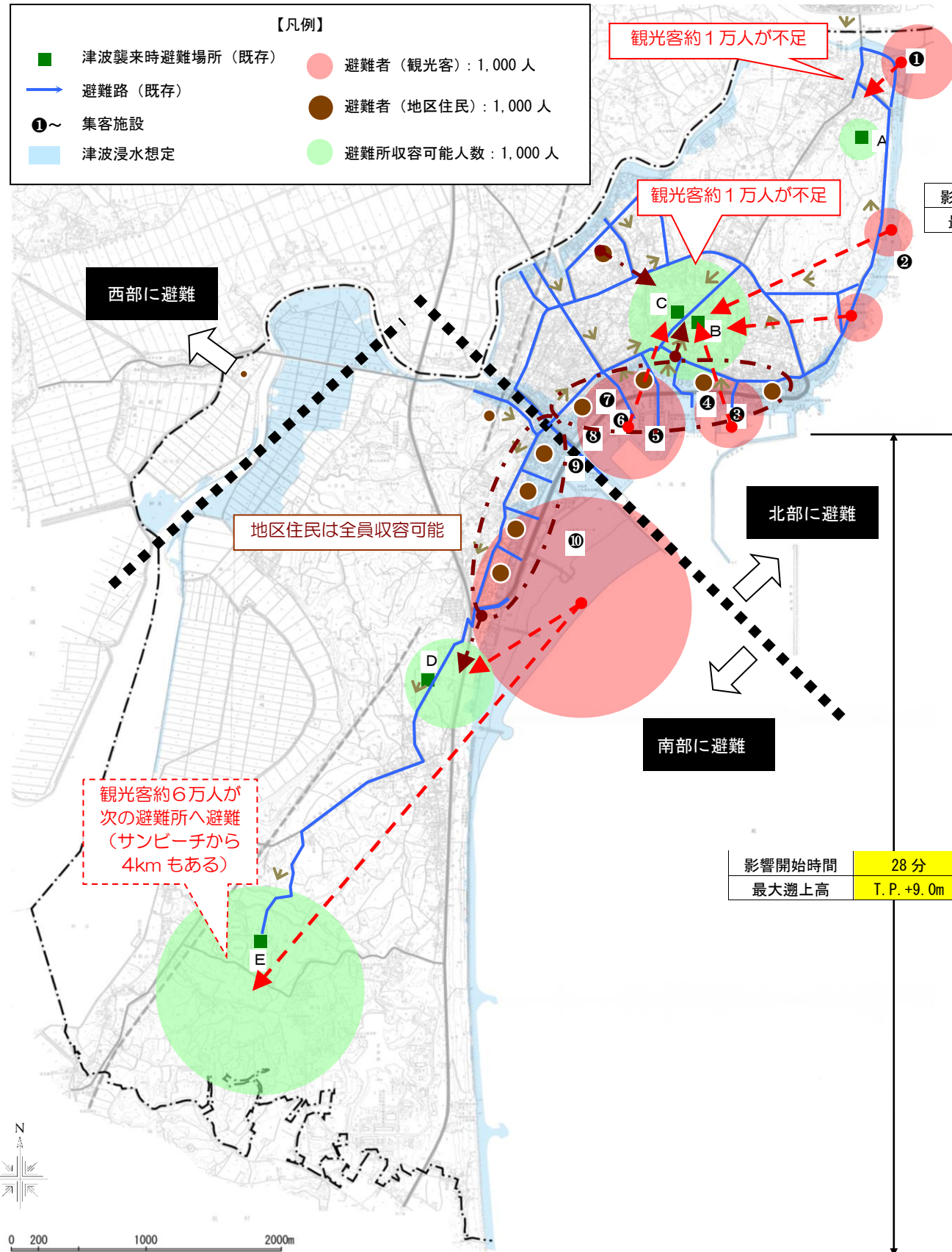
##### ○避難所の整備

- ・避難所として、緊急避難場所、一時避難場所を整備。
- ・地区住民は既存避難所にて全員収容可能ですが、観光客は収容不足が生じるなど問題が生じます。
  - 北部地区:2万人弱の収容不足のため、新たな避難所整備が必要
  - 南部地区:既存の避難所で収容可能だが、大洗総合運動公園は遠距離(約4km)にあることから、サンビーチそばに新たな避難所の整備が必要

##### ○県道2号沿いの松林の保存

- ・多重防護の考え方により、既存の松林の保存を行います(幅20m弱)。

■観光ピーク時に想定される避難の状況（避難者数、避難所の収容可能人数、避難路）



影響開始時間	23分
最大遡上高	T.P. +12.0m

●北部地区来訪者数

No.	施設名	来訪者数
①	アクアワールド大洗	8,100
②	大洗海岸	6,800
③	漁港区周辺	6,000
④	めんたいパーク	2,000
⑤	フェリーターミナル	1,100
⑥	マリントワー	800
⑦	ゆっくら健康館	1,100
⑧	アウトレット	14,000
	沿岸部住民	2,000
	河川浸水想定区域	530
	計	42,430

●北部地区避難施設（現状）

No.	施設名	収容可能人数
A	旧祝町小学校	2,516
B	大洗小学校	11,309
C	第一中学校	10,076
	計	23,901

影響開始時間	28分
最大遡上高	T.P. +9.0m

●南部地区来訪者数

No.	施設名	来訪者数
⑨	わくわく科学館	1,400
⑩	大洗サンビーチ海岸	70,000
	沿岸部住民	2,000
	河川浸水想定区域	260
	計	73,660

●南部地区避難施設（現状）

No.	施設名	収容可能人数
D	南中学校	11,763
E	総合運動公園	63,148
	計	74,911

## ②北部地区（大洗海岸付近＋大洗港付近＋涸沼川沿岸）

### ■各避難所までの避難路の設定

#### <大洗海岸付近>

⇒アクアワールド、大洗海岸から、旧祝町小学校及び大洗キャンプ場に至る避難経路について、円滑な避難のための改修を検討。

#### <大洗港付近>

○まずは港付近の浸水区域から北側の高台に速やかに避難するための避難路を確保する。  
○多くの来訪者が短時間で円滑に高台に避難できる幹線道路の整備は遅れており、人混みによる道路渋滞によって、逃げ遅れが発生する恐れがあります。一方で、被災前から計画されている都市計画道路の中には、高台への避難路として適したものがあります。

⇒都市計画道路の整備を促進し、高台への避難路として設定。

（マリンタワー、ゆっくら健康館、アウトレットへの対応）

- ・[都]駅前海岸線…新規整備、代表幅員：18m 【歩行避難者用】
- ・[都]若見屋平戸線…既存路線の拡幅整備、代表幅員：16m 【緊急車両と歩行避難者用】

（漁港区周辺、めんたいパーク、フェリーターミナルへの対応）

- ・[都]曲松祝町線…既存路線の拡幅及び新規整備、代表幅員：16m

⇒各避難場所（大洗キャンプ場、大洗小学校、第一中学校、磯道地区避難所など）に至る避難経路について円滑な避難のための改修について検討。

⇒港湾部における津波防護施設（津波バリア）の設置について検討。

#### <涸沼川沿岸（五反田地区）>

○五反田地区は、平均標高が約5m以下の低地であり、周辺に高台がありません。  
○河川遡上による浸水区域から避難できたとしても、低地にいることになり、不測の事態に対して懸念が残ります。

⇒関根祝町線の整備により、道路そのものが高台避難場所として機能を発揮。あわせて、吉沼磯浜線を整備することにより、災害活動拠点施設（磯浜）への避難が可能。

（五反田地区周辺）

- ・[都]関根祝町線…新規整備、代表幅員：16m
- ・[都]吉沼磯浜線…新規整備、代表幅員：13m

⇒避難場所（災害活動拠点施設、大洗駅など）に至る避難経路についての改修について検討。

## ■新たな避難場所の整備

○北部地区の津波襲来時における避難者数は、浸水想定区域内人口と観光ピーク時の来訪想定数を合わせると、約 42,430 人。

○既存の避難場所（旧祝町小、大洗小、第一中）の収容人数は 23,901 人。

⇒不足する約 18,529 人の避難者に対応するため、浸水想定区域の外側に新たに避難場所を整備。

- ・大洗キャンプ場…約 8,230 人を収容。
- ・磯道地区避難所…約 7,000 人を収容。

⇒他の防災活動拠点を一時避難場所として活用。

- ・復興拠点施設①（東光台）…浸水区域にある消防第一分団を移転。  
主に大洗港付近の避難者約 250 人を一時的に収容可能。
- ・復興拠点施設②（磯浜）…旧亀宗跡地を活用し、一時避難場所として整備。  
（防災教育拠点としての利用も想定）
- ・大洗駅舎（または駅前広場）…大洗駅の施設再配置により、約 2,360 人を一時的に収容可能。  
大洗港付近、五反田地区の避難者に対応。  
帰宅困難者にも対応可能。
- ・災害活動拠点施設（磯浜）…浸水被害のない高台へ整備。五反田地区（新設） 等。

⇒新たな避難場所の整備後、更に不足する避難者に対応するため、町独自に宿泊施設との応援協定を締結。

## ■浸水区域内の緊急避難施設の整備

⇒逃げ遅れた来訪者への対応として、浸水想定区域内に緊急避難施設を整備。

（津波避難デッキ）

- ・宮下地区旅館街…ビーチイン跡地を活用して津波避難デッキ等を整備。海岸利用者が一時的に避難可能。

（津波避難ビルの整備）

- ・アウトレット周辺において、津波避難ビルの整備を検討。

## ■津波避難ビルの追加指定

⇒既存の民間施設の津波避難ビル指定を促進。

<候補> 宮下地区のホテル・旅館、観光施設など

■避難場所、避難路の配置（北部地区）

●北部地区来訪者数

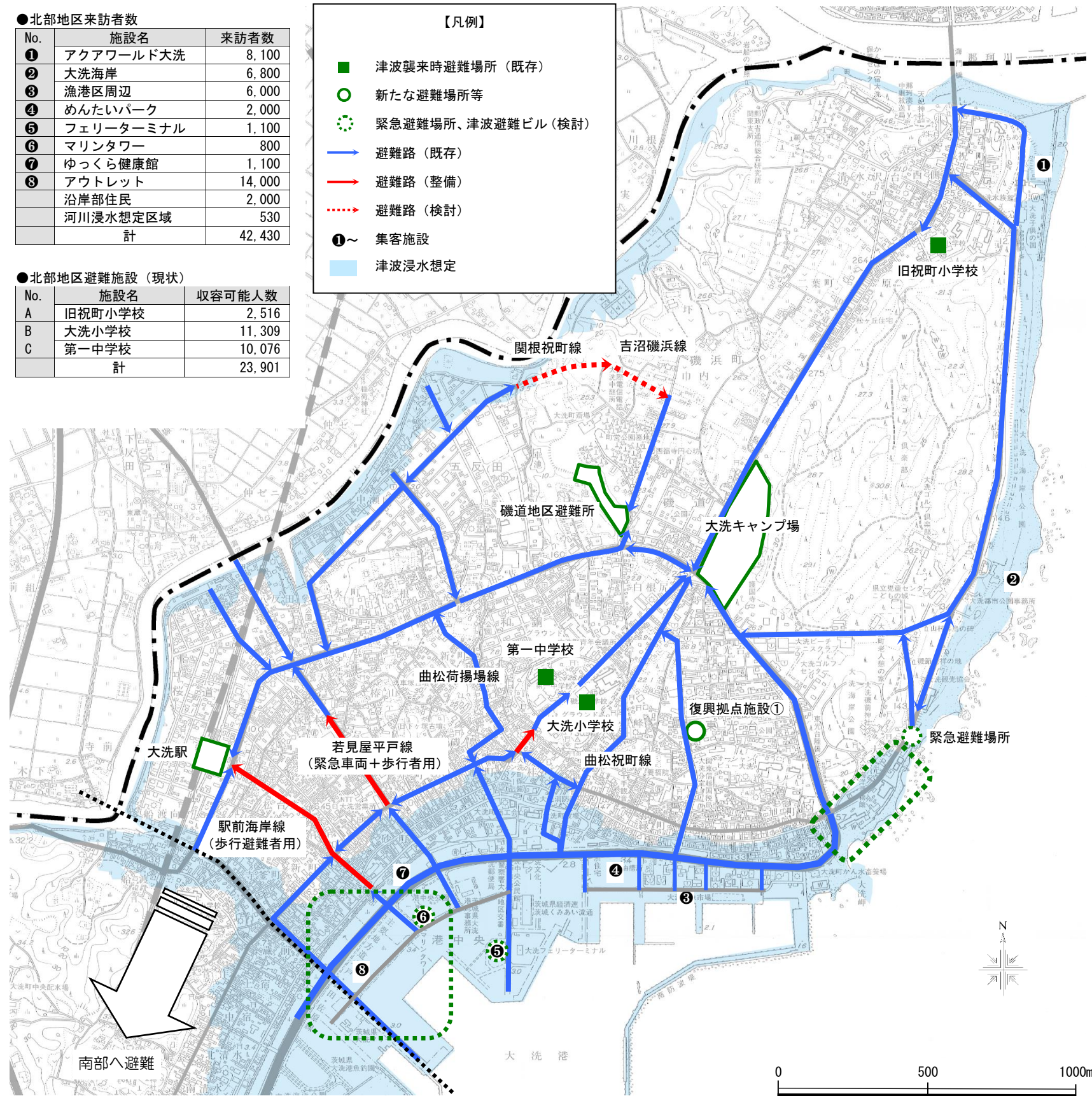
No.	施設名	来訪者数
①	アクアワールド大洗	8,100
②	大洗海岸	6,800
③	漁港区周辺	6,000
④	めんたいパーク	2,000
⑤	フェリーターミナル	1,100
⑥	マリントワー	800
⑦	ゆっくら健康館	1,100
⑧	アウトレット	14,000
	沿岸部住民	2,000
	河川浸水想定区域	530
	計	42,430

●北部地区避難施設（現状）

No.	施設名	収容可能人数
A	旧祝町小学校	2,516
B	大洗小学校	11,309
C	第一中学校	10,076
	計	23,901

【凡例】

- 津波襲来時避難場所（既存）
- 新たな避難場所等
- ⊙ 緊急避難場所、津波避難ビル（検討）
- 避難路（既存）
- 避難路（整備）
- 避難路（検討）
- ①～ 集客施設
- 津波浸水想定



《整備効果の例》

○駅前海岸線及び大洗駅舎（または駅前広場）の整備

・「マリントワー」からの避難者について、既存の避難場所（大洗小学校、第一中学校）への避難より、  
避難時間が約39分→約24分に短縮される。  
 （避難距離は約1,320m→約800mに短縮、歩行速度2.0km/h（0.56m/s）とします）

《整備イメージの例》

○緊急避難所（宮下地区旅館街ビーチイン跡地）

・避難デッキ

→景観にマッチし、観光振興に寄与するデザイン  
 →停電時における電力確保としての太陽光発電装置を設置等

・浸水区域を知らせる案内板

→浸水区域の入り口に位置することから、県道2号線のドライバーに対して浸水区域の注意を喚起する案内板等を設置  
 →車両の迂回スペース等  
 →浸水区域に車が入らないように、北部からの車両の迂回スペース、駐車場等を設置

（平常時の利活用）

・観光振興施設としての展望台 等

■展望台と案内板が一体の例  
 （観光振興に寄与するデザイン）



（新潟県十日町市松代）

■案内板の例



（岩手県宮古市田老）

■津波避難デッキの例



（静岡県伊豆市土居）

### ③南部地区（サンビーチ海岸周辺＋南部海岸）

#### ■各避難所までの避難路の設定

##### <サンビーチ～バス通り>

○サンビーチ海岸について、津波浸水想定による影響開始時間は 28 分となっていますが、昨年度の避難シミュレーション結果によると、逃げ遅れが発生することになります。

⇒高台（バス通り）への避難路を整備（拡幅整備）。

- ・避難路(ア)…幅員 25m
  - ・避難路(イ)…幅員 2m
  - ・避難路(ウ)…幅員 10m
  - ・避難路(エ)…幅員 8m
  - ・避難路(オ)…幅員 26m
- } ⇒拡幅整備

※（参考）避難シミュレーション結果  
→避難者数 5 万人、歩行速度 2.4km/h  
とすると、全員がバス通りまで避難するのに要する時間は約 52 分。

※避難路(ア)～(カ)の位置は次ページの図に示すとおり。

○大貫台地区に新たに整備される一時避難場所への避難路が未整備。

⇒サンビーチ海岸及び船渡地区から避難できる避難路を整備。

- ・[都]船渡大洗線（代表幅員：16m）について、避難路(カ)及び大貫台地区への避難路と接続するように、線形を見直します。
- ・これにより、避難スペースとなるバス通りの渋滞が改善されます。
- ・また、船渡地区からの迅速な避難が可能となります。

⇒サンビーチ海岸から避難場所（南中学校、大貫台地区）に至る避難経路について、円滑な避難のための改修を検討。

⇒サンビーチ海岸における、築山、緩傾斜護岸、避難誘導路の整備について検討。

#### ■新たな避難場所の整備

○南部地区の津波襲来時における避難者数は、浸水想定区域内人口と観光ピーク時の来訪想定数を合わせると、約 73,660 人。

○既存の避難場所の収容人数は、約 99,934 人（県立大洗高校を含む）なので、既存の避難所に対応可能。

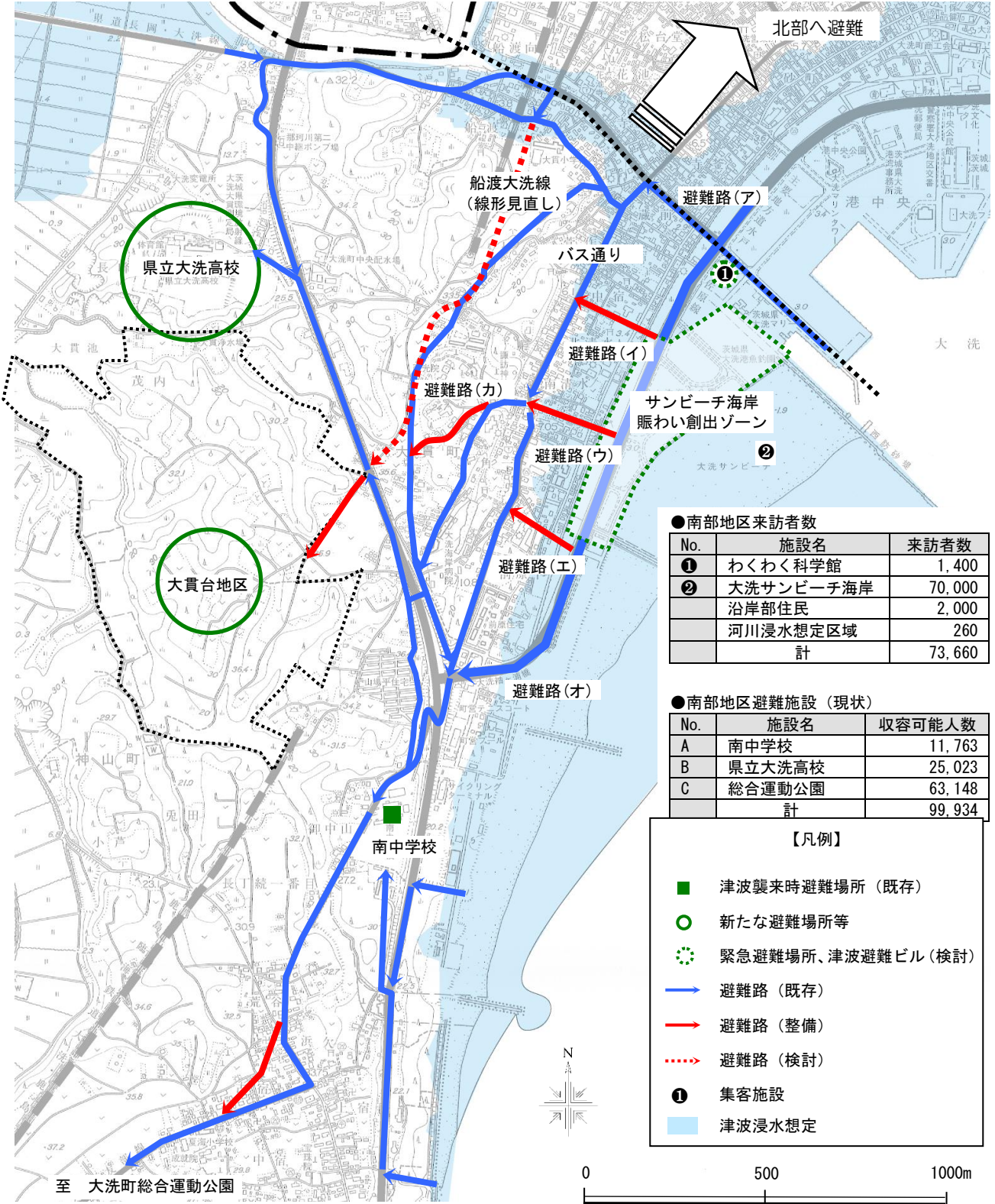
○一方、大洗町総合運動公園は、南中学校から約 4km 離れていることから、移動手段を含め無理な避難による二次災害の恐れが懸念されます。

⇒大貫台地区に、一時避難場所を整備。

#### ■浸水区域内の緊急避難施設の整備

○逃げ遅れた来訪者への対応として、わくわく科学館の津波避難ビルの指定やサンビーチ海岸背後地への津波避難ビル機能を備えた施設の立地誘導（4. にて掲載）を検討することも想定されません。

■サンビーチ海岸周辺の避難場所、避難路



●南部地区来訪者数

No.	施設名	来訪者数
①	わくわく科学館	1,400
②	大洗サンビーチ海岸	70,000
	沿岸部住民	2,000
	河川浸水想定区域	260
	計	73,660

●南部地区避難施設 (現状)

No.	施設名	収容可能人数
A	南中学校	11,763
B	県立大洗高校	25,023
C	総合運動公園	63,148
	計	99,934

【凡例】

- 津波襲来時避難場所 (既存)
- 新たな避難場所等
- ⊙ 緊急避難場所、津波避難ビル (検討)
- 避難路 (既存)
- 避難路 (整備)
- 避難路 (検討)
- ① 集客施設
- 津波浸水想定



## (2) 避難誘導サイン及び避難誘導灯の検討

### ①基本的考え方

避難誘導サイン及び避難誘導灯の整備の方向性は次の通りです。

### ○避難誘導サインの整備

- ・円滑かつ迅速な避難のために、避難誘導サインを設置します（既にサンビーチ海岸等で設置しているものを拡充します）。
- ・設置にあたっては、大洗らしさ、景観に配慮したデザインとします。

### ■避難誘導サインの設置の方針

⇒第一に安全な場所（高台）へ移動し、命を守るための【誘導サイン】を浸水予想区域に設置



このタイプの誘導サインが既に一部箇所にて設置済み



⇒その後、避難場所へ移動するための【案内板】を主要分岐点に設置



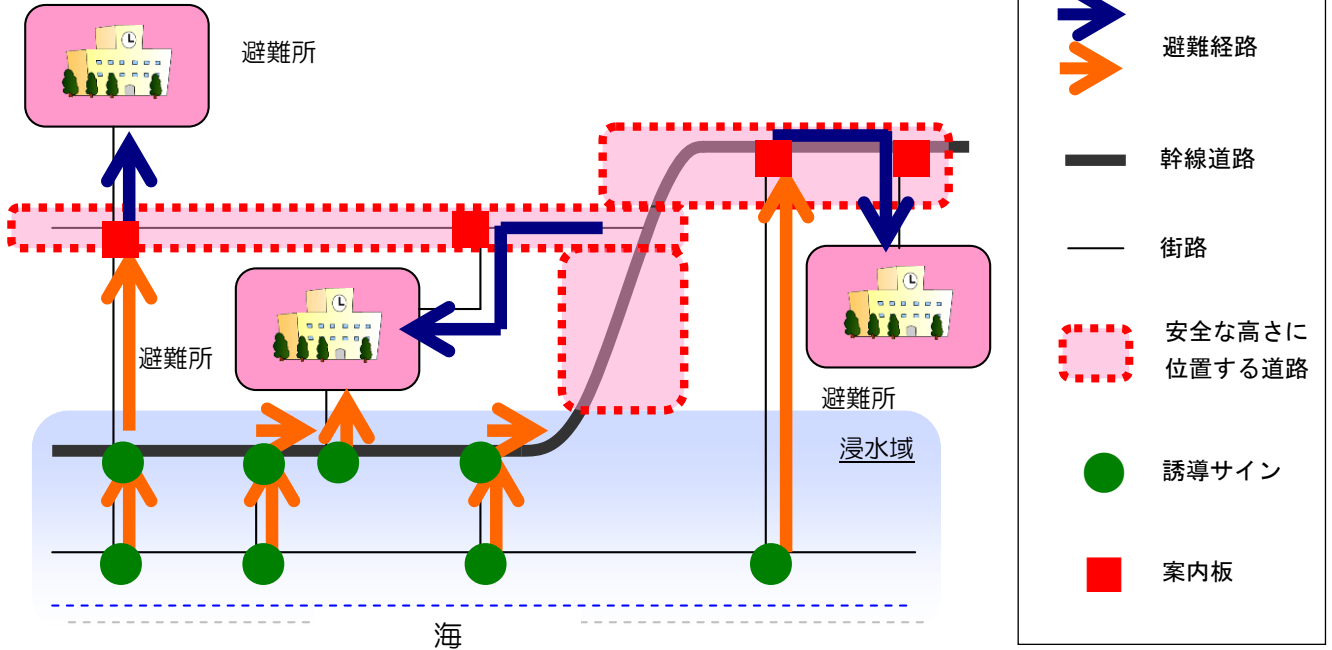
サインには、東日本大震災の記憶や記録（当時の浸水深や写真など）を残すなどして、“おびえ”の感情を忘れてしまうことのないように、効果的な意識啓発を行うことも考えられる。

### 《津波防災サイン配置の原則》

- [0] 津波浸水範囲を確定する。
- [1] 避難場所を定める。
- [2] 人々が集まる交通結節点には「津波学習表示」をつける。
  - ・地図を使用して、避難先、避難経路を全体的に提示する。
  - ・その地域の津波の特性、予想される被害等を説明する。
- [3] 海岸付近の津波浸水が予想される場所に「避難喚起表示」をつける。
- [4] 避難経路上の主要分岐点に避難場所への「誘導表示」をつける。
- [5] 「誘導表示」の間合いが長く、誘導方向が分かりにくくなる場合（ex. 500m 以上の間隔）には、「誘導表示」が連続して見えるように「補助誘導表示」をつける。
- [6] 避難先として指定した津波避難場所・津波避難ビルには、「避難先表示」をつける。

（「津波防災サインガイドライン（素案）」、（社）日本サインデザイン協会ほか、H24.5 より）

<サイン配置のイメージ（概念図）>



○避難誘導灯の整備

- ・停電時にも円滑で迅速な避難を可能とするため、太陽光発電等を活用した避難誘導灯を整備します。
- ・設置にあたっては、大洗らしさ、景観に配慮したデザインとします。

■避難誘導灯の設置の方針

●避難誘導灯について

- ・素早い避難を確保するためには、停電に影響されない避難誘導灯（太陽光等を活用）の設置が必要。
- ・避難誘導灯のタイプとしては、一般的に、自立式街路灯の「ポール型」、電柱に設置する「共架型」、足元に設置する「フットライト型」等。

●避難誘導灯設置の考え方

- ①避難誘導サインの設置箇所、避難経路、交通結節点、避難場所、集客施設に、「ポール型」を設置
  - ※「ポール型」の設置が困難な場所には、「共架型」を設置します。
  - 「フットライト型」は、「ポール型」や「共架型」がない箇所に、極端に暗い場所ができないよう、補完的な設置が想定されます。
- ②適切な間隔に設置
  - ・設置間隔は、40mを目安とし、“光害”を避けるため25m以上離します。
  - ※「神戸市街路灯設置基準」、「横浜市防犯灯設置基準」を参考に設定。
- ③夜間の避難が見込まれない避難経路については、設置箇所を調整

<ポール型の例>



<共架型の例>



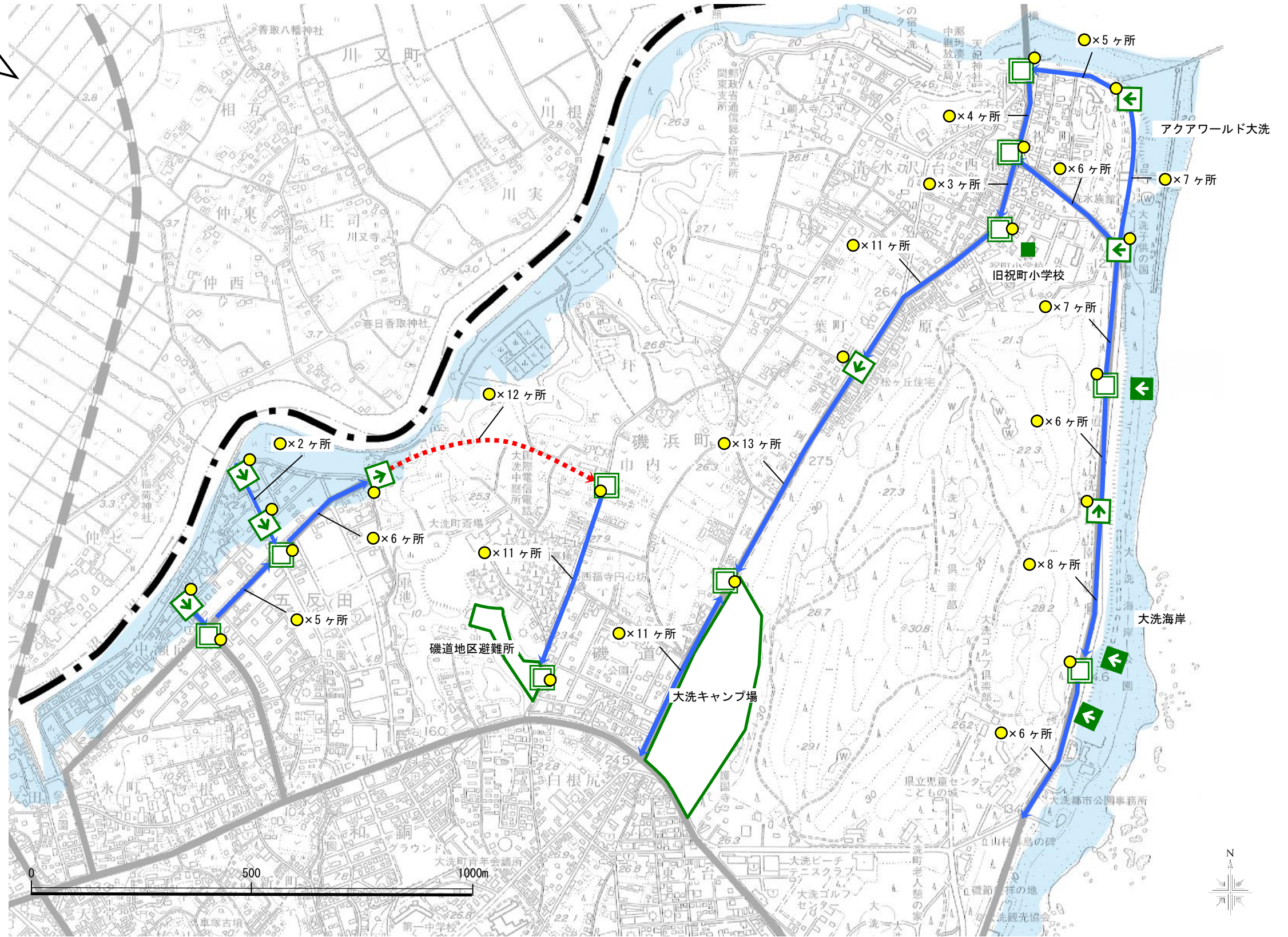
<フットライト型の例>



■参考：避難誘導サイン、避難誘導灯の配置（北部地区：大洗海岸、五反田地区、二葉地区周辺）

【新設数】  
 ・誘導サイン：8ヶ所  
 ・案内板：10ヶ所  
 ・誘導灯（ポール）：124ヶ所

- 【凡例】
- 避難誘導サイン（既存）
  - 避難誘導サイン（新設）
  - 案内板（新設）
  - 避難誘導灯（ポール）
  - 津波襲来時避難場所（既存）
  - 新たな避難場所等
  - 避難路（既存）
  - 避難路（整備）
  - 避難路（検討）
  - 津波浸水想定



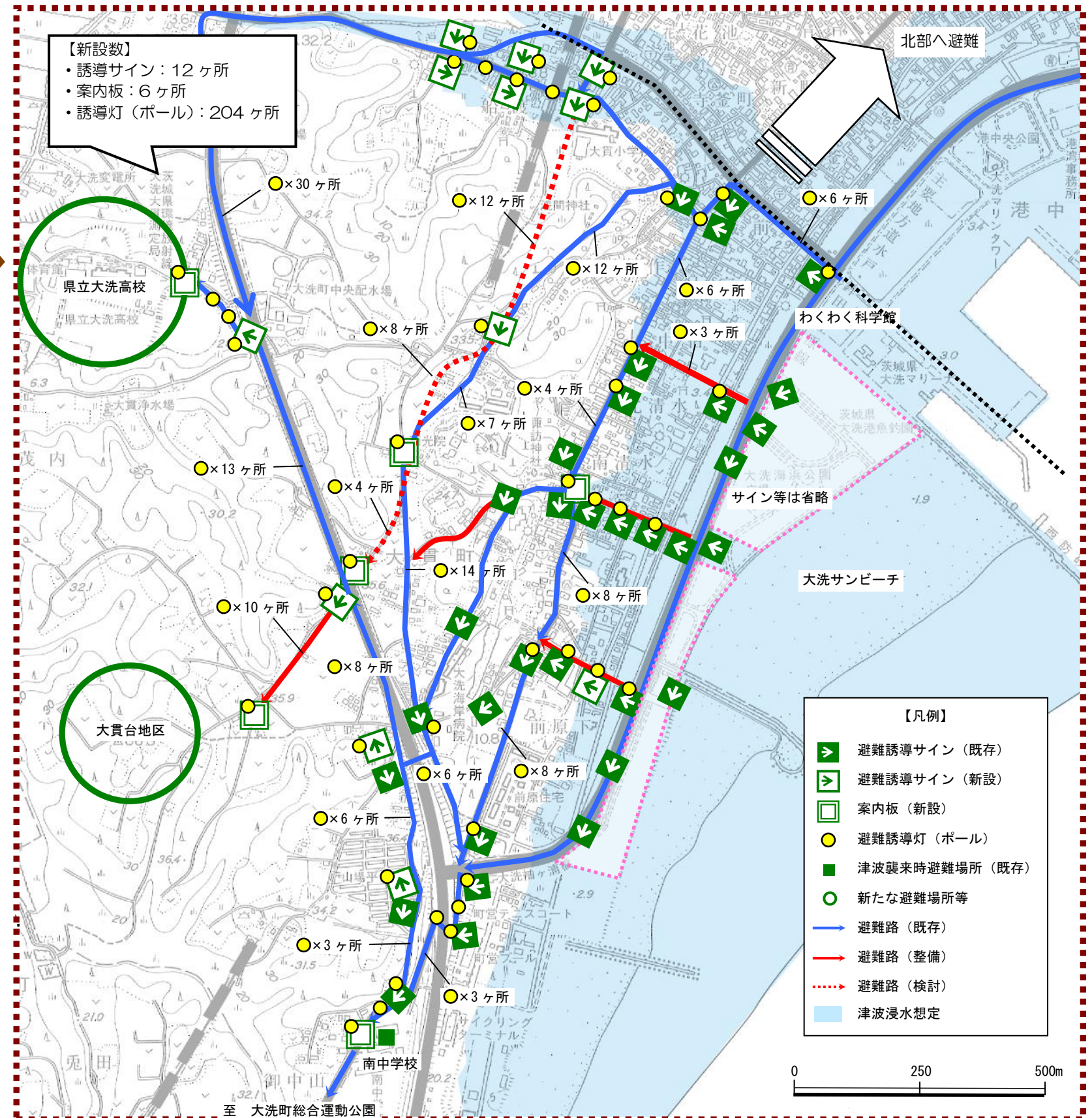


■参考：避難誘導サイン、避難誘導灯の配置（南部地区：夏海地区、成田地区及びサンビーチ海岸周辺）

●夏海地区、成田地区の避難誘導サイン、避難誘導灯



●サンビーチ海岸周辺の避難誘導サイン、避難誘導灯



## 3-2-2. ソフト対策

だれもが迅速で確実な避難を行うために必要なソフト対策の観点は、次の4つです。

- ①現象を含む“情報”に応じた各自の適切な行動の選択・実行のため、津波に対する日ごろの心がまえ（防災意識）の醸成（各自が率先避難者として、そのときその場所のできる最善を尽くす）
- ②避難を促すための情報提供・情報伝達手段の強化・多様化（迅速かつ的確）
- ③災害時要援護者の避難支援・安全確保
- ④できるだけ危険でない場所への防災施設の機能配置・機能強化

ここでは、これら4点についての趣旨や課題を踏まえた具体的なソフト対策のほか、参考として他事例にみる対策イメージを示します。

### （1）津波に対する日ごろの心がまえ（防災意識）の醸成

自らの身の安全は自ら守る、いわゆる「自助」は防災の基本です。津波災害では同時に複数の災害が発生し「行政による公助」には限界があるため、「自助」のほか「地域で助け合う共助」も欠かせません。

東日本大震災では、津波警報等を見聞きしても津波が迫り来るまで避難しなかったという事例もあり、そのような判断の遅れ等から被害が拡大した可能性も考えられます。いつ襲って来るか分からない津波に対する「かまえ」を備え、自然の猛威への怖れや緊張感を定期的に確認するとともに、後世にも伝えていくことが重要です。

本町では、これまで海水浴場における津波避難対策を実施してきました。今後はこの対策を拡充し、多様な関係者を包含した地域連携型の体制構築を図り、町民も来訪者も安心・安全で町内にいられるよう、自身を守りながら来訪者をも守る町民の日ごろの心がまえ（防災意識）を醸成させることが重要です。本町では、町民も来訪者も防災について学ぶことができる、次のような取組みを進めます。

### ○主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育、防災訓練の実施

- ・東日本大震災の教訓を踏まえた、津波災害の危険性や避難行動に関する知識等の普及・啓発
- ・日常の暮らしの中で防災が意識され、その意識が積み重ねていけるような仕組み・仕掛けづくり  
[「生活防災」の実践]
  - 自宅・学校・職場や通学・通勤ルートで被災した場合を想定した、家族・地域・学校単位での避難行動とその手順、備蓄物の確認
  - 防災意識が薄まらないように、避難路や集客施設・公園だけではなく、自宅・学校・職場それぞれの屋内にも最大クラスの津波浸水深の位置にステッカー等を貼付
- ・実効性のある防災教育や防災訓練を継続的に実施するための体制構築（自主防災組織や町内会等）
- ・町内全体での合同訓練の定期的実施（地域・組織を超えた合同訓練、町民・観光客による合同訓練）

#### <町内の参考事例：震災後に実施された子どもの合同引渡し訓練について>

平成25年1月29日、大地震を想定した合同引き渡し訓練が町立大洗小学校区内の小中学校など7施設で一斉に行われ、子どもたちのほか、教職員や保護者ら計約1,600人が参加しました。課題を洗い出し、各教育機関の連携を確認して防災や減災に役立てるのが狙いです。県教育委員会によると、地域の保育施設や学校が一体になった大規模な引き渡し訓練は珍しいとのこと。

今後は、このように町内全体で横の連携による避難支援の訓練を定期的の実施していきます。

○行政、学校、地域社会、家庭、企業等の連携

- ・地域組織（自治会、学校、病院等）や観光施設、行政等による「津波対策協議会（仮称）」の設立
- ・特に、夏季に利用者が集中するサンビーチ海岸では、ライフセーバーや駐車場の誘導員、付近の事業者等との連携も重要不可欠

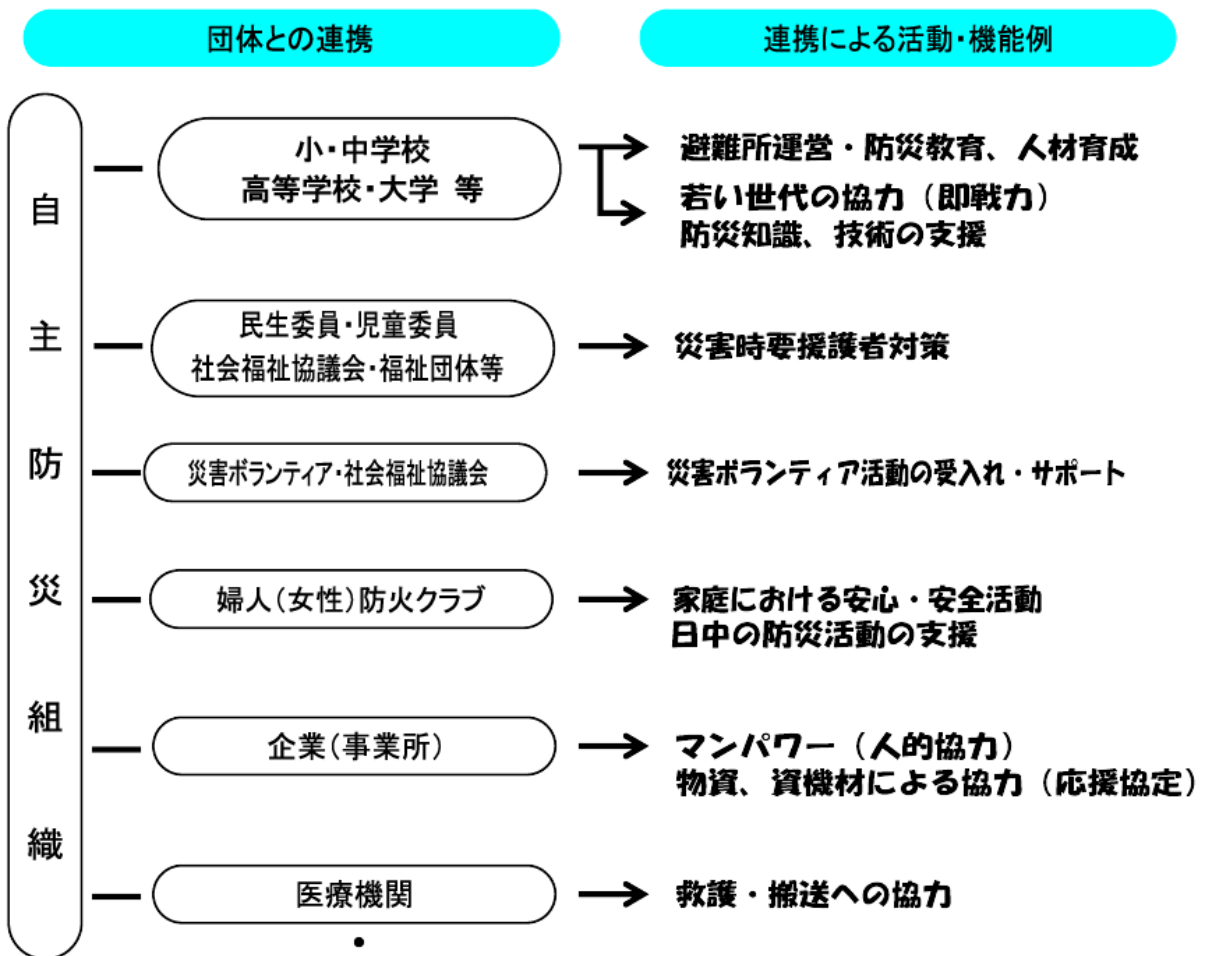
○行政、学校、地域社会、家庭、企業等の連携のイメージ

■事例\_各種団体が連携した防災体制を整備（和歌山県白浜町）

- ・白浜温泉では、観光客の生命を守る防災体制の整備に着手。町、観光協会、旅館組合、商工会が相互に協力することを決めた上、この4団体に地区の町内会、各商店会関係者が集い、津波襲来時の避難について課題を協議。
- ・避難路や避難場所、誘導方法などについて図上訓練を実施。さらに関係者らで地区内を歩いて課題を整理し、対策を検討。

■イメージ図\_地域の様々な団体との連携

- ・自主防災組織は、町内に設置されているが、東日本大震災の際にはあまり機能しませんでした。
- ・様々な団体と連携することで、活動の活性化を図ります。
- ・災害時だけでなく普段からの関係づくりによって、地域の安心・安全な暮らしへの住民意識の高揚やコミュニティの強化につながり、地域防災力のさらなる向上が期待できます。
- ・連携を進めるためには、組織間の連携を担う防災コーディネーターの役割が必要不可欠です。（消防団員OB等の人材を活用）



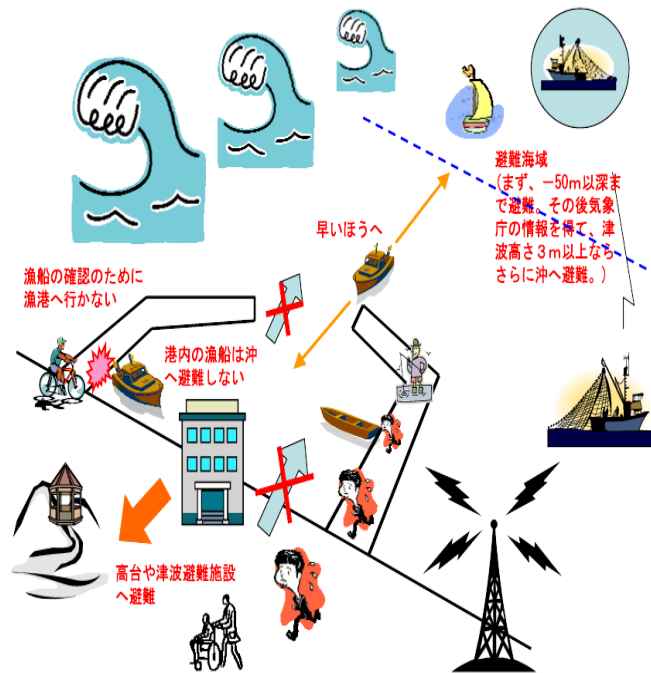
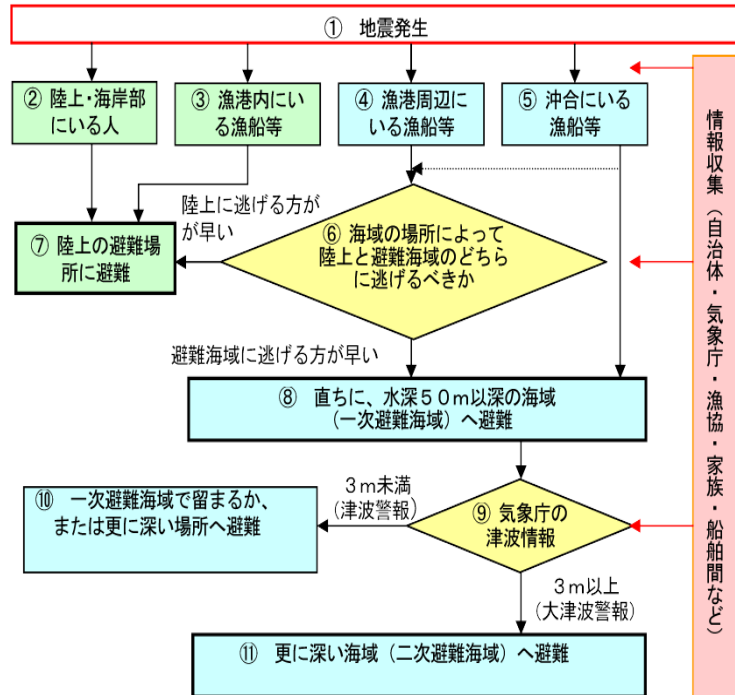
（『自主防災組織の手引き』、消防庁、H23.3改訂より）

○漁業地域における就労者・来訪者の避難行動のルールづくり

- ・陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所に避難
- ・漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね 50m 以深の海域（一次避難海域）へ避難 等

○就労者・来訪者の避難行動のルールづくりのイメージ

■イメージ図\_避難行動の基本ルール



(『災害に強い漁業地域づくりガイドライン』、水産庁、H24.3より)



## ○自主防災組織の再編

- ・町内にある19の自主防災組織の再編を実施
- ・沿岸部側と市街地側の自主防災組織の連携（東西軸連携による避難時支援）
- ・避難行動に関するルールづくり（町民自身による主体的参加と専門家による助言を通じての実施）

## ○率先避難者の育成

- ・現象に気付いた（あるいは関連情報を入手した）町民は周囲（情報弱者や地理に詳しくない観光客等への）への声かけ・避難支援が素早くできるよう、また各自が率先避難者としての心がまえを持てるよう、訓練や地域連携、学校教育等を通じた意識啓発
- ・各地域、学校それぞれで育成された率先避難者が、新たな率先避難者の育成をしていけるような継承の仕組みづくり

## ○車両の規制誘導

- ・特に、夏季に利用者が集中するサンビーチ海岸と高台とを隔てる県道2号の、発災時における車両通行の適切な規制誘導。そのほか、規制解除のタイミングに関する県公安委員会との事前調整
- ・発災時における県道2号の車両通行の規制誘導については、行政と警察のほか、サンビーチ海岸のライフセーバーや駐車場の管理会社、周辺の民間施設との連携

### <パブリックコメントでいただいたご意見の紹介と、本計画への反映について②>

#### 【いただいたご意見】

- ・特に津波対策が重視される本町において、町民の防災意識の向上は最重要。具体的な組織形態や実践方法が大きな課題。



#### 【本計画への反映】

- ・ご指摘通り、本計画に基づいて地域連携による対策構築を図るための具体的な組織形態や実践方法を、現在見直し中の「大洗町地域防災計画」の内容に反映させることも踏まえながら、関係機関との調整を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

## （2）発災時における情報提供の充実（迅速かつ的確）

津波警報等の第一報は、避難行動の根幹をなす最も重要な情報です。避難行動をとるかどうかについての判断は、最終的には住民等の各自が下すこととなりますが、その判断を後押しする津波警報等の情報は国、地方公共団体が連携して迅速かつ的確に伝達する必要があります。

東日本大震災では、停電等による影響のため、津波警報や地方公共団体からの避難の呼びかけを聞くことができなかった例も多く、大洗町では、発災時において、より迅速かつよりの確な情報提供に充実させるため、次のような取組みを進めます。

## ○多様な情報伝達手段の整備

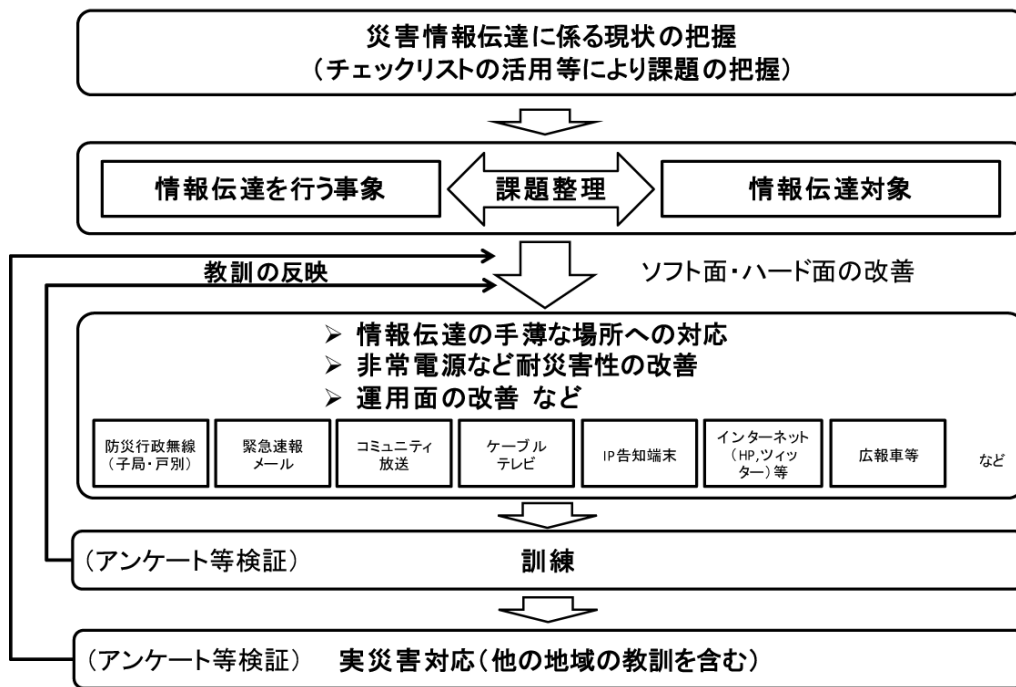
- ・迅速かつ確実な避難に向けて、情報の受け手の属性（町民／来訪者）に留意して、防災行政無線、

- 広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール等）、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のあらゆる手段を活用して、津波警報等が確実に、また繰り返し伝わるよう整備
- ・町内で暮らす外国人の避難支援対策として、英語等の多言語による情報伝達手法の検討

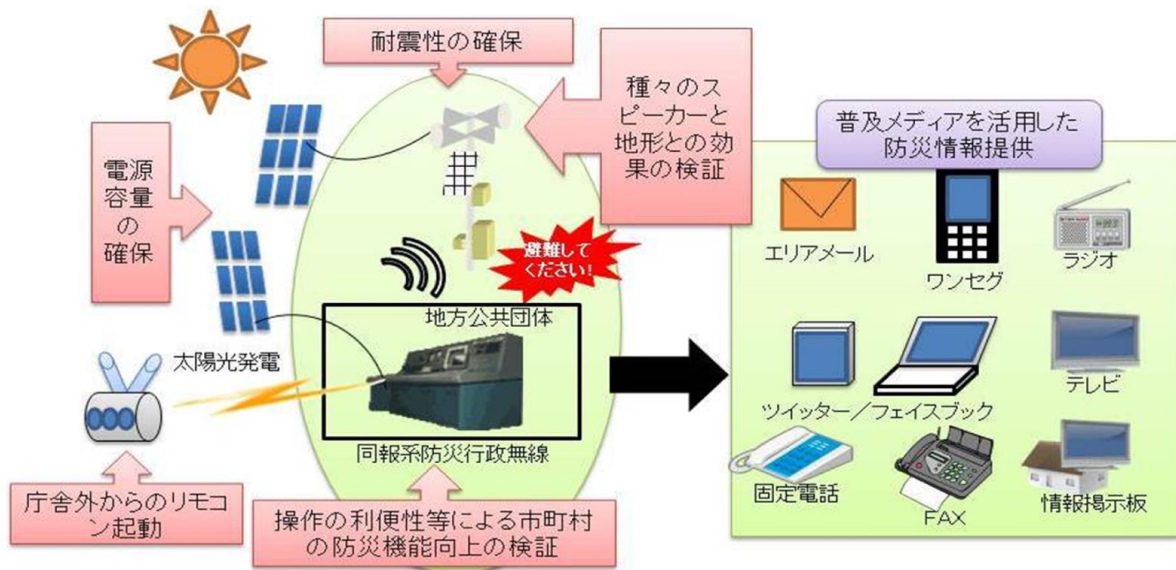
○津波警報・津波情報発表の改善

- ・津波警報の発表時に伝えられる内容は限られるため、分かりやすい表現に改善
- ・重要な変更を含んだ情報は、数多く発表されるその他の情報に埋もれないよう提供方法を改善

○災害情報伝達の改善イメージ



（『地方公共団体における災害情報等の伝達のありかた等に係る検討会（中間とりまとめ）』、消防庁、H24.8より）



（消防庁ホームページ、防災情報の活用に係るプロジェクトチーム全体会議資料、H23.6より）



### (3) 災害時要援護者の避難支援・安全確保

東日本大震災では、災害時要援護者の人数に対して避難支援者が不足していたこと等により、円滑な支援ができなかった地域がありました。また、各地域の災害時要援護者の把握が不十分であったことや支援内容が未決定であったこと等により、災害時要援護者への避難支援ができなかった地域がありました。

大洗町では、災害時要援護者の避難支援や安全確保対策について平時から体制を整えるため、次のような取組みを進めます。

#### ○地域と行政等が連携した災害時要援護者の把握

- ・災害時の迅速な安否確認や被災後の適切な支援活動のための、消防団や自主防災組織、福祉関係者等による災害時要援護者に関する情報共有（個人情報保護の範囲や取扱いの整理が必要）
- ・平常時からの災害時要援護者情報の収集・共有

#### ○避難支援者の育成

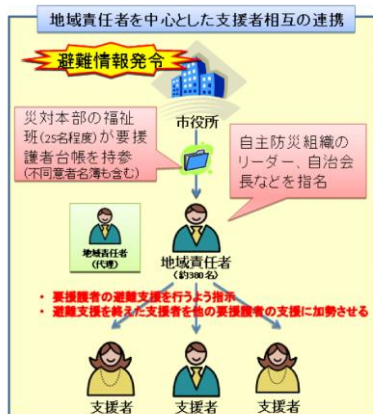
- ・要援護者ひとりひとりに対する、避難支援者（もしくは支援班）を選定・育成

#### ○避難支援内容の検討

- ・津波災害では、災害時要援護者の避難支援と避難支援者自身の安全確保の間での葛藤が生じることを踏まえた、支援のあり方についての十分な議論

#### ○要援護者の情報を関係者間で共有する方法

- 事例\_個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、災害発生時に限り未同意の要援護者の情報を自主防災組織に提供（千葉県野田市）
- ・野田市では、避難支援を希望しない方についても「未登録要援護者台帳」を作成し、災害発生時に自主防災組織等の責任者へ提供しています。



『災害時要援護者の避難対策事例集』、消防庁、H22.3より

#### ■事例\_防災ファミリーサポート制度（新潟県見附市）

- ・見附市では、地域の「共助」を基本として、「災害時に支援を希望する要援護者」と、「災害時に要援護者を支援する世帯」とをあらかじめ名簿に登録し、各地域の支援世帯が要援護者の避難等を支援する仕組みを整備しています。

#### 《登録対象者》

#### ○要援護者→自力での避難が困難

- ・要介護認定3以上
- ・身体障害者手帳1・2級（内部障害を除く）の交付者
- ・療育手帳Aの交付者
- ・町内会及び民生委員等が自力で避難できず援助が必要と認める者

#### ○声掛け支援者→避難時に自主防災組織や町内会等が声掛け

- ・65歳以上の単身高齢者
- ・高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ・虚弱者及び障害者
- ・上記に準じる者

『災害時要援護者対策～新潟県見附市～』、内閣府HPより

○災害時要援護者の避難支援・安全確保の対策イメージ

		町	避難支援者 (自主防災組織、民生委員、 福祉関係者等)	要援護者
平常時	内部体制の整備 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者支援班の設置（福祉部局）</li> <li>自主防災組織との協力体制の整備</li> <li>自主防災組織、福祉関係者に対する防災研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への個別訪問等による信頼関係の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の支援者との関わりの強化</li> </ul>
	情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達手段・方法の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達責任者、情報伝達ルート決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備情報等の理解</li> </ul>
	要援護者情報の収集・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者情報の現状の確認</li> <li>対象者の範囲の決定</li> <li>個人情報保護条例における取扱いの検討・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動等による要援護者情報の収集</li> <li>町から要援護者名簿の受領</li> <li>要援護者本人への訪問活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の避難支援に関する理解</li> </ul>
	避難支援プランの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援プランを策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援プランの策定に参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援プランに対する同意</li> <li>避難支援者、避難所、避難方法の確認</li> </ul>
	訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者支援訓練やワークショップの実施、助言・指導</li> <li>要援護者支援に関する人材育成・地域活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援プランの策定に参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災訓練等への参加</li> <li>住宅の耐震化等</li> <li>要援護支援に関するグッズの確保</li> </ul>
災害時	災害警戒・情報収集 避難準備情報の発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集・伝達</li> <li>自主防災組織・福祉関係者等地域支援者への避難情報の伝達</li> <li>避難所の開設準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町からの情報を受け、要援護者へ情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者からの情報受理</li> </ul>
	安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否確認作業の実施</li> <li>関係機関との伝達状況の整理・把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者の安否確認</li> <li>初期のニーズ把握</li> </ul> <p>※災害時の連絡方法について事前協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備</li> </ul>
	避難行動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所を開設</li> <li>福祉避難所を開設</li> <li>※要援護者の搬送等について避難所の要援護者班等と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者の避難支援・誘導</li> <li>避難後、町の担当窓口へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援者と避難</li> </ul>
	避難所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設・運営</li> <li>要援護者用窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における要援護者支援班の編成</li> <li>要援護者避難名簿の作成、安否確認</li> </ul>	-

(内閣府、「災害時要援護者対策の進め方について」、H19.3を基に加工)

#### (4) 防災施設の機能配置見直し・機能強化

県の津波浸水想定によると、発災時に指令系統を担う町役場及び消防署では2.0m以上5.0m未満の浸水が想定されています。また、消防第一分団、第二分団、第三分団、第五分団、第六分団についても、津波浸水想定区域に立地しています。したがって、発災時にも指令系統が十分に機能するよう、次のような取組みを進めます。

#### ○移転、再配置

- ・消防第一分団は、高台（磯浜地区）に再配置
- ・消防第二分団、第三分団、第五分団、第六分団については現時点での移転は行わないが、将来的には再配置を検討
- ・役場の防災機能については、バックアップとして高台に一部機能を移転  
(移転候補地)
  - ①旧水道事務所（第一中学校付近） ②旧祝町小学校跡地（二葉地区）
  - ③災害活動拠点施設（磯浜）

#### ○施設の整備

- ・現時点で移転が困難な役場及び消防署に対する、建築物の耐震化や非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備及び設置場所の工夫等
- ・中長期的には、浸水の危険性のより低い場所への誘導

#### ○防災拠点施設の機能確保のイメージ

##### ■事例\_役場の非常用電源を地上へ移設

(愛知県美浜町)

- ・美浜町は東日本大震災を受け、町役場地下にある非常用電源の津波被害による水没を防ぐために、地上への移設を検討。
- ・町役場敷地内に高さ3.5m、縦4.6m、横16.25mの台を設け、台の上に変電装置と発電機、燃料タンクを置く。タンク容量は490リットルで、役場で使う10時間分の電気を賄える。
- ・当初は屋上などもっと高い所に移す案もあったが、装置が10トン以上と重く、建物本体に負荷が掛かり、強度に支障が出る恐れがあるために断念。
- ・総事業費は、9,196万円。事業費の七割が地方交付税の算定額に考慮される「緊急防災・減災事業債」を活用。

(中日新聞、H24. 7. 19より)

##### ■事例\_防災拠点の非常用電源に再生エネ活用

(大分県)

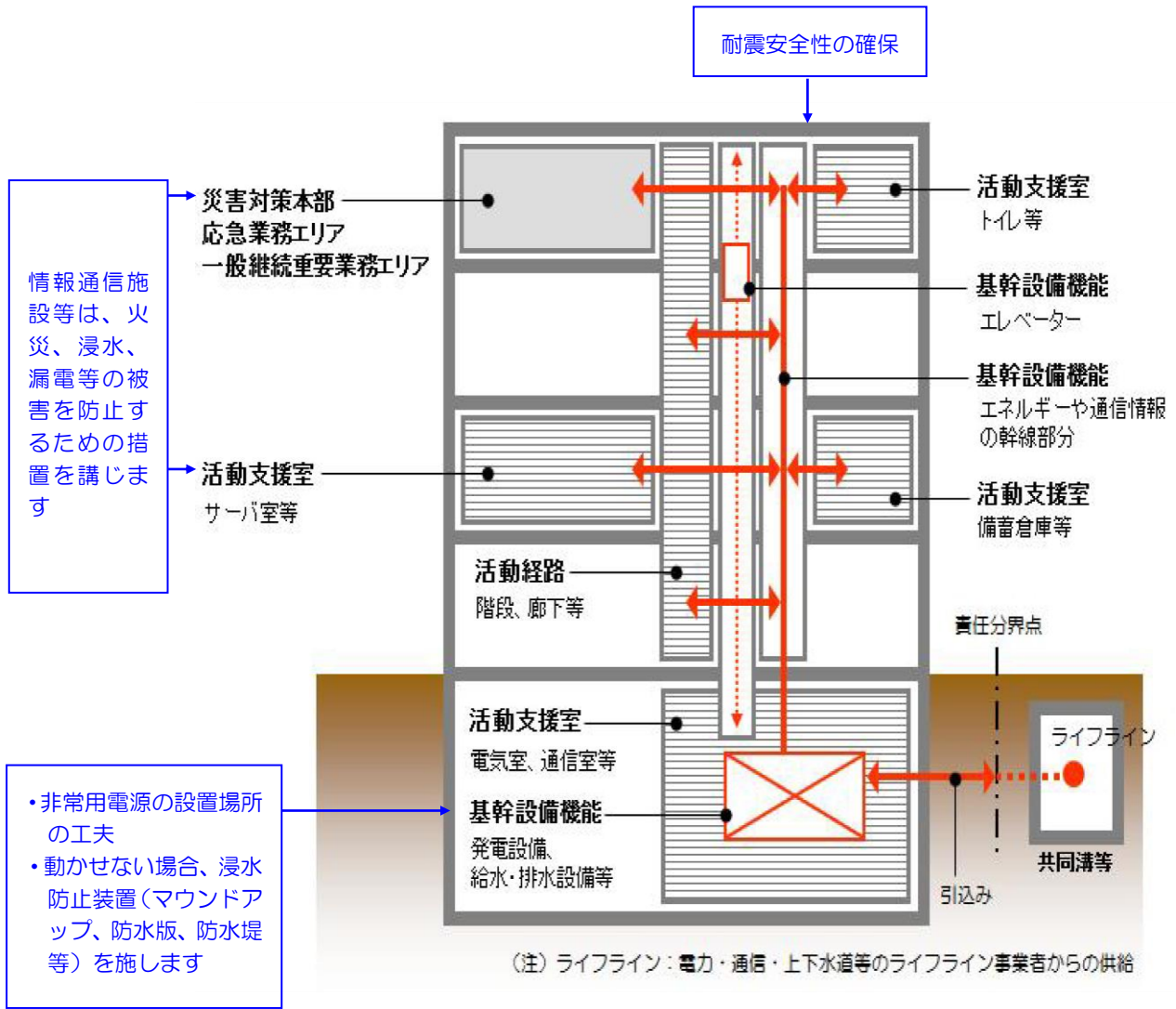
- ・大分県は庁舎や警察、消防施設といった災害時の防災拠点になる公共施設に非常用電源として太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入を進める。
- ・再生エネの発電設備とともに蓄電池を備え、非常用電源の一部を補完する。
- ・発電量が限られるため、施設内の全ての消費電力をカバーするのは困難だが、通信機能やパソコン、携帯電話の充電など必要最低限の機能維持はできる見通し。



(大分合同新聞、H24. 6. 1より)

○防災拠点施設の機能確保のイメージ

■イメージ図\_官庁施設内の機能と空間の概念図



(『業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針』、国土交通省、H22.3より)